【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年2月26日提出
【計算期間】	第3期(自 2019年12月7日至 2020年12月7日)
【ファンド名】	キャピタル世界株式ファンドＮＦ キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）
【発行者名】	キャピタル・インターナショナル株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 クワック・ソン・ギョン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　明治安田生命ビル
【事務連絡者氏名】	原田　伸健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　明治安田生命ビル
【電話番号】	03(6366)1000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的
信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

信託金限度額
信託金の限度額は、信託約款の規定により各１兆円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色
● マザーファンドへの投資を通じて、内外の投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

● 投資対象ファンド

キャピタル世界株式ファンドＮＦ	ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券 キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）・・・新興国を含む世界各国の株式等に投資を行ないます。 追加型証券投資信託 日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）・・・ わが国の短期債券等に投資を行ないます。 ※ 実質投資割合は、キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）を高位に維持することを基本とします。
キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）	ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券 キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスCh-JPY）・・・新興国を含む世界各国の株式等に投資を行ないます。 追加型証券投資信託 日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）・・・ わが国の短期債券等に投資を行ないます。 ※ 実質投資割合は、キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスCh-JPY）を高位に維持することを基本とします。

● 投資形態　ファンド・オブ・ファンズ

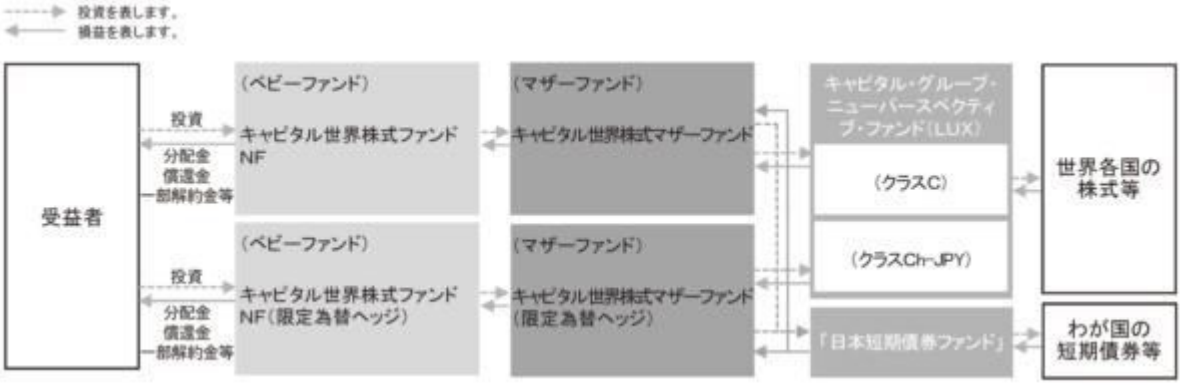

ファンドごとに異なる限定為替ヘッジの有無
● 限定為替ヘッジの有無

キャピタル世界株式ファンドＮＦ	実質的に対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、為替変動による影響を受けます。
キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）	原則として実質的な主要通貨建資産については主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。主要通貨建以外の資産については為替取引を行なわないため、為替変動の影響を受けます。

＜ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下のとおりです。＞

- 世界各国の株式を主要投資対象とします。
  主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。
- 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。

- 運用体制（運用プロセスの概念図）

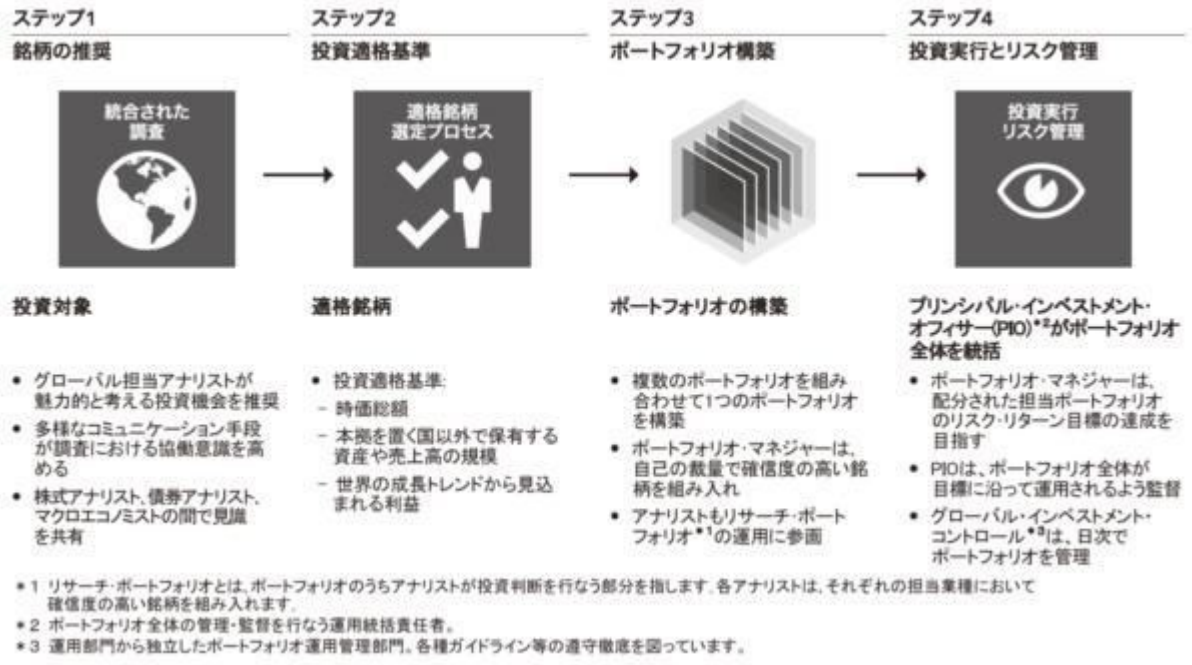

- キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）は、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスCh-JPY）は、原則として主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。

商品分類

商品分類表

キャピタル世界株式ファンドＮＦおよびキャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）の商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信

追加型		その他資産
	内外	資産複合

※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。
・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
・内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
・株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

属性区分表

キャピタル世界株式ファンドＮＦの属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり
一般				
大型株	年２回	日本		
中小型株		北米		
債券	年４回	欧州		
一般		アジア		
公債	年６回（隔月）	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回（毎月）	アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産（投資信託証券（株式））				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。
・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式を主要投資対象とするためです。
・年１回とは「目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

属性区分表

キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）の属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり（限定ヘッジ）
一般	年２回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年４回	北米		
中小型株	年６回（隔月）	欧州		
債券	年12回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（株式））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式を主要投資対象とするためです。

・年１回とは「目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるもの」をいいます。

・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。

・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

・為替ヘッジあり（限定ヘッジ）とは「目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの」をいいます。

（２）【ファンドの沿革】

キャピタル世界株式ファンドＮＦ
2018年４月13日　信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始
キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）
2018年８月21日　信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの関係法人

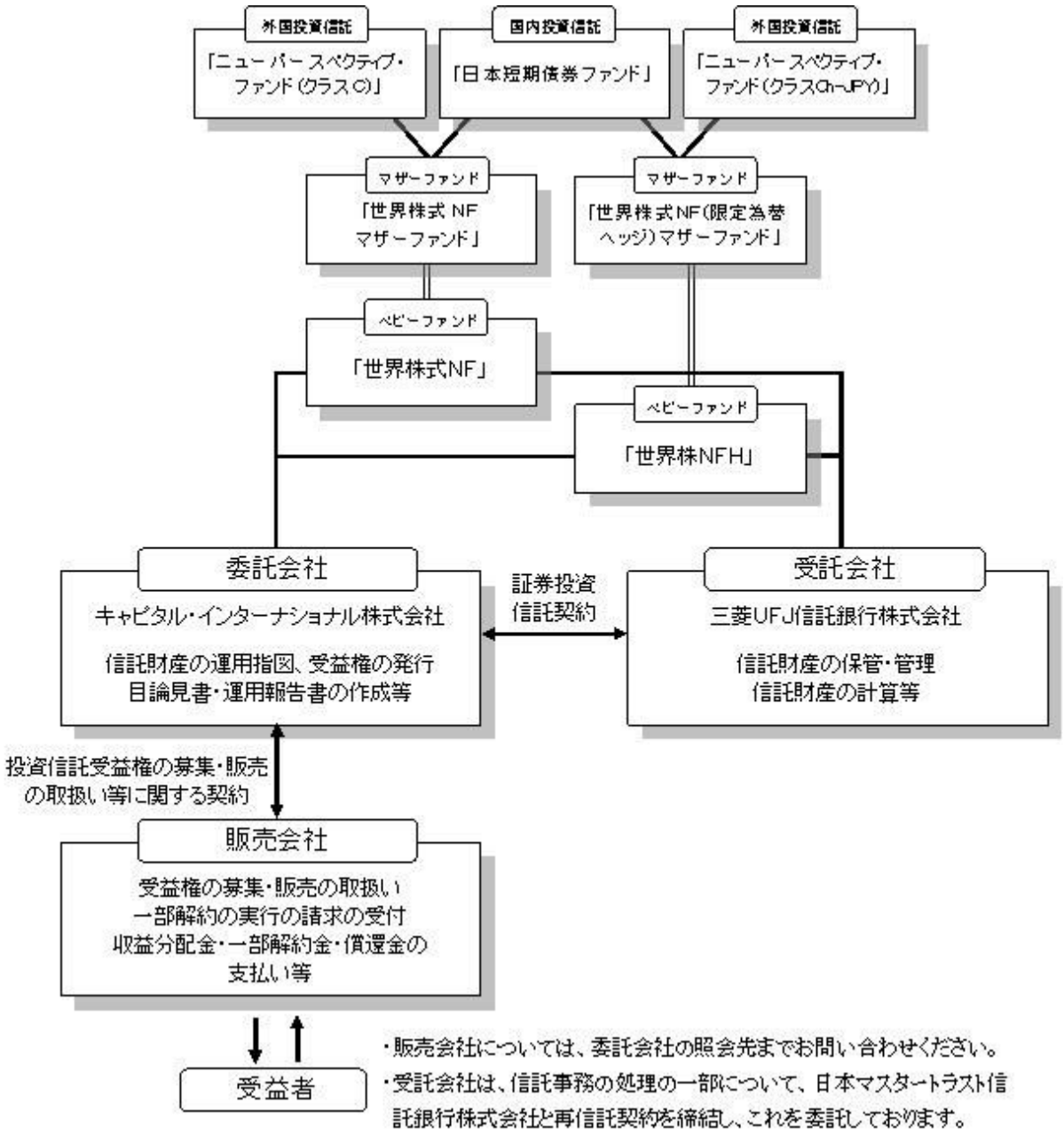

※ファンドの名称は、略称で表示しております。ファンドの正式名称は、以下をご参照ください。また、以下同様に略称でいうことがあります。

正式名称	略称
キャピタル世界株式ファンドＮＦ	「世界株式ＮＦ」
キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）	「世界株ＮＦＨ」
キャピタル世界株式マザーファンド	「世界株式ＮＦマザーファンド」
キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）	「世界株式ＮＦ（限定為替ヘッジ）マザーファンド」
キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）	「ニューパースペクティブ・ファンド（クラスＣ）」
キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスCh-JPY）	「ニューパースペクティブ・ファンド（クラスCh-JPY）」
日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	「日本短期債券ファンド」

②ファンドに関する契約の概要

a.証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b.投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

③ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。

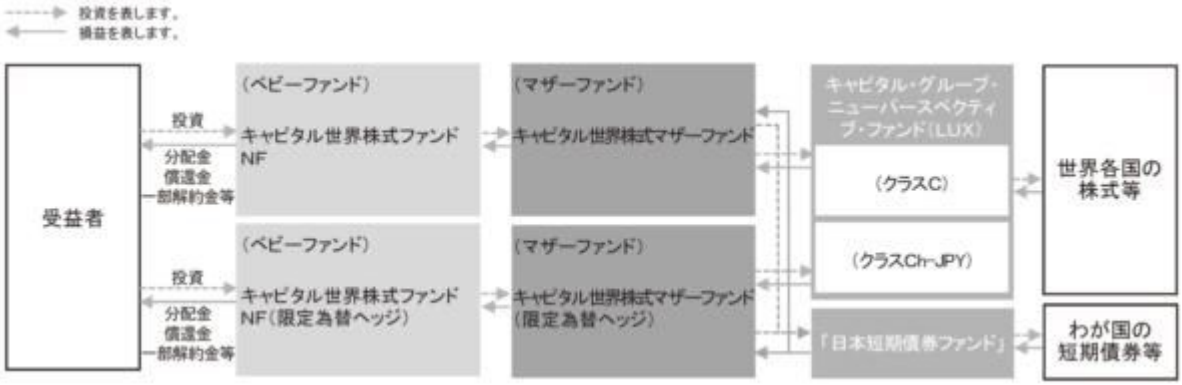

・マザーファンドの運用成果は、ベビーファンドに反映されます。

・委託会社は、マザーファンドに投資を行なう当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。2021年２月26日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。

キャピタル世界株式マザーファンドに投資を行なうその他のベビーファンド	キャピタル世界株式ファンド 2007年10月29日設定 キャピタル世界株式ファンドＦ 2015年12月30日設定 キャピタル世界株式ファンド（ＤＣ年金用） 2016年４月21日設定 キャピタル世界株式ファンドＶＡ（適格機関投資家用） 2016年12月9日設定
キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）に投資を行なうその他のベビーファンド	キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ） 2018年11月15日設定

④委託会社の概況（2020年12月30日現在）

a.名称：キャピタル・インターナショナル株式会社

b.本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内二丁目１番１号　明治安田生命ビル

c.資本金の額：４億5,000万円

d.沿革

1986年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立
1987年3月 証券投資顧問業者登録
1987年9月 投資一任業務認可取得
2006年2月 投資信託委託業務認可取得
2007年9月 金融商品取引業登録

2008年7月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受

e.大株主の状況
株主名：キャピタル・グループ・インターナショナル・インク
住所：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市
所有株式数：56,400株
所有比率：100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

「世界株式ＮＦ」および「世界株式ＮＦ（限定為替ヘッジ）」の投資方針

①基本方針
信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

②銘柄選定の方針
委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した投資対象ファンドの選定を行ないます。

③運用方法
ａ）投資対象
マザーファンドを主要投資対象とします。
ｂ）投資態度
マザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。
市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※マザーファンドおよびマザーファンドが投資する投資信託証券の投資方針は、（２）投資対象「＜参考情報１＞マザーファンドの投資方針等」および「＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

（2）【投資対象】

「世界株式ＮＦ」および「世界株式ＮＦ（限定為替ヘッジ）」の投資対象

①投資対象とする資産の種類（約款第15条）
投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。
a.次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ.有価証券
ロ.約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
ハ.金銭債権
b.次の特定資産以外の資産
イ.為替手形

②運用の指図範囲（約款第16条）
a.委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。
１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するも

の

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜参考情報１＞マザーファンドの投資方針等

「世界株式ＮＦマザーファンド」の投資方針等

（１）投資方針

①主として投資信託証券（「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」および「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」）に投資を行ないます。

②投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

①投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産

イ.有価証券

ロ.約束手形

ハ.金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②運用の指図範囲

a.有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」、「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」および次の有価証券に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10 号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11 号で定めるものをいいます。）

６．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

７．外国または外国の者の発行する証券または証書で上記の証券または証書の性質を有するもの

ｂ.金融商品

上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委

託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

「世界株式ＮＦ（限定為替ヘッジ）マザーファンド」の投資方針等

（１）投資方針

①主として投資信託証券（「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスCｈ-JPY）」および「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」）に投資を行ないます。

②投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスCｈ-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

①投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産

イ.有価証券
ロ.約束手形
ハ.金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②運用の指図範囲

a.委託会社は、信託金を、主として、「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスCｈ-JPY）」、「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等

ファンド名称	キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）／（クラスＣｈ－ＪＰＹ）
形態	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型
信託期間	無期限（2015年10月30日設定）
投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	・主として世界各国の証券取引所（これに準ずるものを含みます。）に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の長期的成長を目標とします。 ・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。 「世界株式ＮＦ」 ・原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。 「世界株式ＮＦ（限定為替ヘッジ）」 ・原則として主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の10%を超えての借入れは、行ないません。
分配方針	分配を行ないません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

上記は、2020年12月31日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

ファンド名称	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）
形態	追加型証券投資信託／契約型
信託期間	無期限（2007年9月26日設定）
投資対象	日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。
投資態度	・日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。 ・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ短期インデックス＊をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。 ＊ ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ短期インデックスに関する知的財産権は、野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。 ・日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は、行ないません。 ・有価証券先物取引等を行なうことができます。 ・スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。
分配方針	経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
決算日	毎年７月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	純資産総額に対しての年率0.13%（税抜） 配分（年率／税抜）委託会社：0.10%、販売会社：0.01%、受託会社：0.02%
委託会社	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
受託銀行	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

上記は、2020年12月31日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

（３）【運用体制】

①運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用部が統括しており、当ファンドへの投資対象ファンドの組入方針および当ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

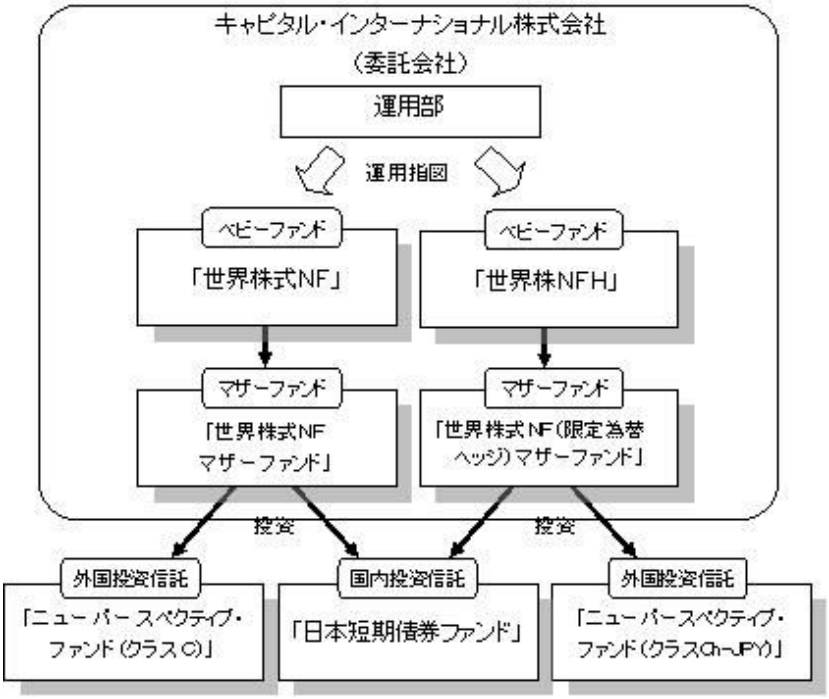

②内部管理体制

内部管理体制につきましては、当ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部門による業務管理およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行ない、適正性の確保に努める体制としております。

また、投資対象ファンドを含む当ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）でレビューを実施する体制としております。

（参考情報）
キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2020年12月30日現在）
運用部（３名）／法務コンプライアンス部（３名）／オペレーション部（６名）
※（　）は、各部において、当ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

③関係法人に関する管理体制
受託会社　業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また投資信託受託業務にかかる内部統制報告書を定期的に入手し、レビューを実施します。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

＜参考情報＞
投資対象ファンドにおける運用体制は、次のとおりです。
１．「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）／（クラスＣｈ－ＪＰＹ）」
運用は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーが行ないます。同社を含むキャピタル・グループの運用体制は、次のとおりです。
投資哲学
「徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる」
徹底した調査を行なうことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

運用の特徴
キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。
ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ないます。必ずしも全員の意見が一致する必要性がないことが「アイデア（思考）の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制は1958 年から採用されています。
主な特徴は次のとおりです。
・独自の裁量を反映できる
・幅広い分散ができる
・個人評価の明確性が保てる
・運用結果の均一性が保てる
・継続性が保てる

２．「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」
運用は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社が行ないます。同社の運用体制は、次のとおりです。
投資環境会議において国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づく投資環境の見通しを策定し、運用戦略委員会にて運用戦略を決定します。各運用部は運用戦略に基づいて運用計画を決定し、担当ファンドマネジャーは運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指図を行ない、トレーディング部は事前チェックを行なったうえで最良執行を目指して売買を行ないます。運用部門は投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているか自律的なチェックを行ない、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また運用部から独立した管理担当部署による各種モニタリング結果が運用管理委員会等を通じてフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、管理担当部署が体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を行ない、この結果はリスク管理委員会等を通じて経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。
内部監査担当部署は運用、管理等業務全般について、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価し、その評価結果を経営陣に報告する内部監査態勢が構築されています。

※上記は2020年12月30日現在の運用体制等です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

（４）【分配方針】

「世界株式ＮＦ」および「世界株式ＮＦ（限定為替ヘッジ）」の分配方針

①収益分配方針

毎年12月６日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

a. 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

b. 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行なわないことがあります。

c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a. 配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンド受益証券の信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の交付

a. 一般コース[＊1]

収益分配金は、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いを開始します。

b. 自動けいぞく投資コース[＊1]

収益分配金は、自動けいぞく投資契約[＊2]（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

＊１ 販売会社によっては、コースの名称が異なることがあります。

＊２ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

※販売会社によっては、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（５）【投資制限】

「世界株式ＮＦ」および「世界株式ＮＦ（限定為替ヘッジ）」の投資制限

・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

・投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。）には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

・株式への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
・外貨建資産への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
・デリバティブの直接利用は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
・信用リスク集中回避のための投資制限（約款第17条）
①組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。
②一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
・公社債の借入（約款第20条）
①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
②上記①の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③信託財産の一部解約等の事由により、上記②の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④上記①の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
・資金の借入れ（約款第27条）
①委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
②上記①の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の合計額の範囲内
２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
３．借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％以内
③一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
④再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金　が支弁される日からその翌営業日までとします。
⑤借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参考情報＞「世界株式ＮＦマザーファンド」および「世界株式ＮＦ（限定為替ヘッジ）マザーファンド」の投資制限等

・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
・株式への直接投資は、行ないません。
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
・デリバティブ取引は、原則行ないません。
・信用リスク集中回避のための投資制限
①組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100 分の10 を超えないものとします。
②一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー

ジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100 分の10、合計で100 分の20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・公社債の借入

①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②上記①の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、上記②の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④上記①の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

※マザーファンドが投資する投資信託証券の投資制限は、(2)投資対象「＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

３【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主な変動要因は、以下のとおりです。

● 価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業の業績や信用度、市場の需給関係等を反映して変動します。当ファンドが実質的に投資している株式等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

● 為替変動リスク

「世界株式ＮＦ」が実質的に投資する「ニューパースペクティブ・ファンド（クラスＣ）」は、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、為替変動リスクがあります。従って、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、基準価額の下落要因となります。

「世界株式ＮＦ（限定為替ヘッジ）」が実質的に投資する「ニューパースペクティブ・ファンド（クラスCh-JPY）」は、原則として実質的な主要通貨建資産に主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替ヘッジを行ないます。従って、主要通貨建資産に該当しない部分については、為替ヘッジを行なわないために為替変動の影響を直接受けます。なお、為替取引を行なうにあたり取引コスト（「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。）がかかります。また、為替ヘッジを行なうことによって、為替変動の影響が完全に排除できるとは限りません。新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

● 金利変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基

準価額が下落することがあります。

● 信用リスク
株式等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

● 流動性リスク
有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

● カントリーリスク
投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

● 当ファンドの資産規模にかかる留意点
資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
換金の申し出により、当ファンドの受益権の口数が50億口または純資産総額が50 億円を下回ることになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

● お申込、解約等に関する留意点
取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消すことがあります。

● 収益分配金に関する留意点
決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行ないますが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行なわないことがあります。
投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

● ファミリーファンド方式に関する留意点
当ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド（マザーファンドの投資対象ファンドを含む。）が有するリスクを間接的に受けることになります。

● 金融商品取引法第37条の６の規定に関する留意点
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

● 法令・税制・会計制度等の変更の可能性
法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

＜リスク管理体制＞
委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下のとおり独立した組織体制で行なっていま

す。

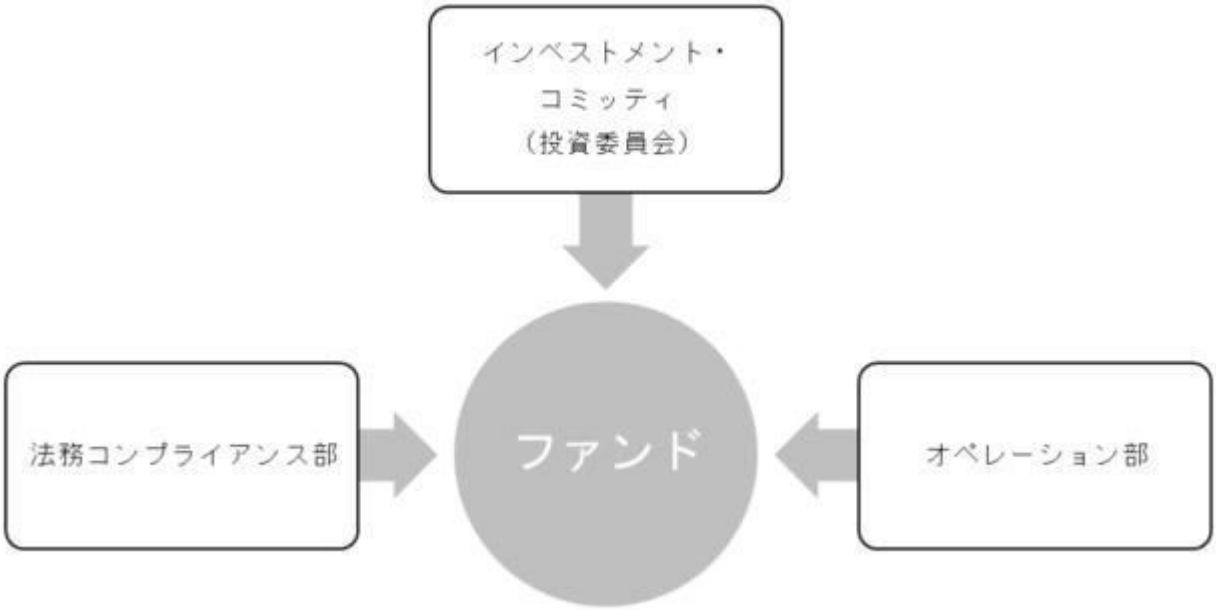

インベストメント・コミッティー（投資委員会）	ファンドの実績・運用評価を含むレビューを定期的に行ない、運用内容が投資目的に則しているか確認しております。
法務コンプライアンス部	法務コンプライアンス部にて、日々の運用状況について、ファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリングを行なうことにより、管理徹底を図っています。
オペレーション部	運用部による発注の適正な執行および決済、ファンドの信託財産の正確な計理処理を図り、管理徹底に努めております。

＜参考情報＞　投資対象ファンドにおけるリスク管理体制

１．キャピタル・グループのリスク管理体制

（１）ポートフォリオのリスク管理

インベストメント・コミッティー（投資委員会）を定期的に開催し、運用状況のレビューを行ないます。これには、世界の各拠点にいるポートフォリオ・マネジャー、グローバル・インベストメント・コントロール等が参加します。そこで各ファンドの実績・運用評価を定期的に行ない、運用内容が投資目的に沿っているかを確認するとともに、ポートフォリオの保有銘柄についての意見交換を通じ組入れ銘柄の検証を行ないます。インデックスとの比較で運用実績が下回っている場合は、運用に携わっているチームがマクロファクター、業種、銘柄等の角度から要因分析を行ない、ポートフォリオの再検討を行なっていきます。

アクティブ運用者として長期的に市場を上回る運用を目標としておりますので、市場全体の動向を示す指数等との乖離は予想されますが、これらを大きく下回った場合は、担当ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ組替えの討議を行ないます。

（２）リスク管理の徹底

グローバル・インベストメント・コントロール部門が各種投資制限の管理徹底を図っています。

（３）カウンターパーティー・リスク管理

グローバル・カウンターパーティー・アンド・マーケット・オーバーサイト・グループという売買執行におけるブローカー評価組織が有価証券の発注先の評価を行なうことによりリスク管理を行ないます。

＜コンプライアンス＞

①運用の執行前のチェックについては、ポートフォリオ・マネジャーの売買しようとする銘柄が売買可能なものか各種投資制限やグループ内運用規則に反していないかを事前に確認しております。

②売買執行後のチェック等としては、トレーディング部門によって執行された取引に関する情報はすべて各部門間においてシステムを通じて伝達されており、取引先からの約定連絡と一致したことを確認した上で決済

指図を行なっており、また決済後にカストディ銀行との残高照合を行なっております。取引情報、決済情報等は委託会社のグループ内のシステムによる自動照合によって管理しております。

２．三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の投資リスクに対する管理体制

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行なうとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行なっています。
また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行なうほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下のとおりです。

①トレーディング担当部署
有価証券等の売買執行および発注にかかる法令等の遵守および監視・牽制を行ないます。

②コンプライアンス担当部署
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行ないます。

③リスク管理担当部署
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行ない、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行なっています。

④内部監査担当部署
同社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行ない、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＜流動性リスクに対する管理体制＞
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行ない、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

※上記は2020年12月30日現在のリスク管理体制等です。リスク管理体制は、今後、予告なく変更される場合があります。

リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

「世界株式NF」

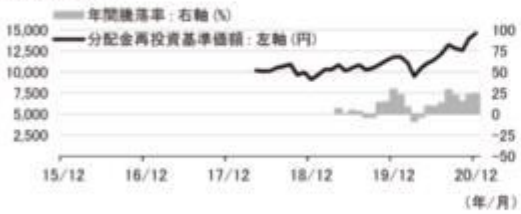

（注1）年間騰落率は、2019年4月から2020年12月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。
（注2）分配金再投資基準価額は、設定日（2018年4月13日）を10,000として、指数化しています。
（注3）分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

「世界株式NF（限定為替ヘッジ）」

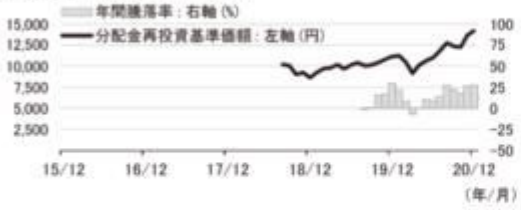

（注1）年間騰落率は、2019年8月から2020年12月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。
（注2）分配金再投資基準価額は、設定日（2018年4月21日）を10,000として、指数化しています。
（注3）分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	29.6	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値	△ 8.4	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	10.8	3.6	6.8	4.6	1.4	1.0	1.0

（単位：%）

（注1）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
（注2）代表的な資産クラスの騰落率は、2016年1月から2020年12月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
（注3）当ファンドの騰落率は、2019年4月から2020年12月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	29.5	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値	△ 7.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	14.0	3.6	6.8	4.6	1.4	1.0	1.0

（単位：%）

（注1）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
（注2）代表的な資産クラスの騰落率は、2016年1月から2020年12月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
（注3）当ファンドの騰落率は、2019年8月から2020年12月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

＜各資産クラスの指数＞
日本株　･･･TOPIX（配当込み）
先進国株･･･MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）
新興国株･･･MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）
日本国債･･･NOMURA-BPI国債
先進国債･･･FTSE世界国債インデックス（除く日本／円ベース）
新興国債･･･JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）
※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX（配当込み）を表示しております。
TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（（株）東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、（株）東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、（株）東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）を表示しております。
MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）を表示しております。
MSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス（除く日本／円ベース）を表示しております。
FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）を表示しております。
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。
・当ファンドによるマザーファンドの取得、マザーファンドによる投資対象ファンドの取得についても、取得手数料および信託財産留保額はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。
・当ファンドによるマザーファンドの換金、マザーファンドによる投資対象ファンドの換金についても、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.825%（税抜0.75%）の率を乗じて得た額とします。
信託報酬は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁され、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	受託会社	販売会社
役務の内容	委託した資金の運用等の対価として	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
配分（年率／税抜）	0.70%	0.02%	0.03%

・マザーファンドに信託報酬はかかりません。

＜投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な負担＞

当ファンドの信託報酬	年率0.825%（税抜0.75%）
投資対象とする外国投資信託の信託報酬（＊１）	年率0.00%
投資対象とする国内投資信託の信託報酬（＊２）	年率0.007%
実質的な負担（＊３）	年率0.832%程度（税込）

（＊１）キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）／（クラスCh-JPY）の投資顧問会社への報酬は、委託会社の報酬中より支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、後記「（４）その他の手数料等」に表示するファンド管理費用（上限年率0.15%）が別途かかります。

（＊２）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）は、年率0.143%（税抜0.13%）を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。

（＊３）当ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

（４）【その他の手数料等】

①以下に定める受託会社が立替えた諸経費および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

１．借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息

２．信託財産に関する法定開示のための監査費用

３．信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用等

４．投資対象ファンドにかかる費用

ｉ　有価証券等の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等の費用等

ii　投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用

②上記１．に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。

③上記２．および３．に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる上記２．および３．に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の５の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

④上記４．ｉに定める費用は、当該投資対象ファンドの運用に係る発注先等との契約に基づき合意した適正な額または料率に基づく額とします。

⑤上記４．ⅱに定める費用は、外国の法律により設定された投資対象ファンドについては、当該投資対象ファンド設定国における慣行等に鑑みて著しく異ならない範囲の額とします。ただし、当該費用は当該投資対象ファンドの合計純資産額に対して年率10,000分の15を超えないものとします。

当ファンドの申込時、換金時および保有期間中に受益者が直接的または間接的に負担する手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者が当ファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2020年12月31日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご留意ください。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下と異なる場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個人受益者に対する課税＞

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。 [2014年１月１日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%） [2038年１月１日から] 20%（所得税15%、地方税５%） ・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還等による 譲渡益	・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [2014年１月１日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%） [2038年１月１日から] 20%（所得税15%、地方税５%） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 繰越控除、損益通算
確定申告による場合・・・換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降３年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。
確定申告によらない場合・・・源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。
● 少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。
少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ」をご利用の場合
「ＮＩＳＡ」および「ジュニアＮＩＳＡ」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。「ＮＩＳＡ」および「ジュニアＮＩＳＡ」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
● 配当控除制度
当ファンドは、配当控除制度は適用されません。

＜法人受益者に対する課税＞

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年１月１日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年１月１日から] 15%（所得税15%）

一部解約金および償還金のうちの個別元本超過額	・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年１月１日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年１月１日から] 15%（所得税15%）

● 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

● 益金不算入制度

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

１．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が「普通分配金」となります。

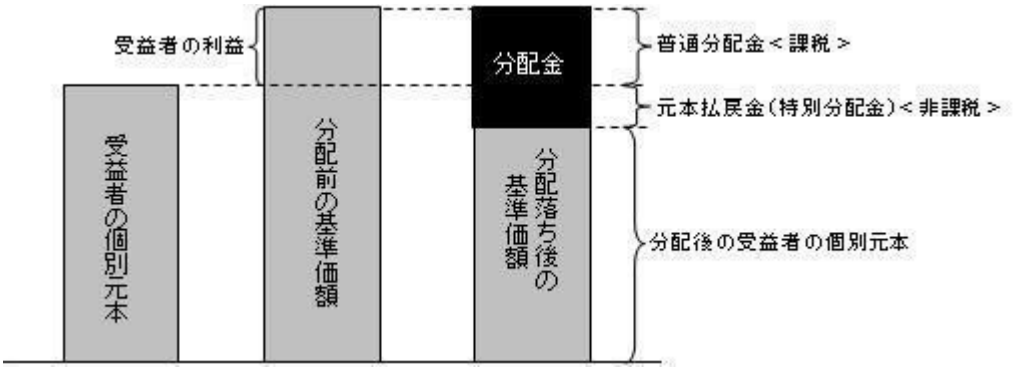

※上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

２．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

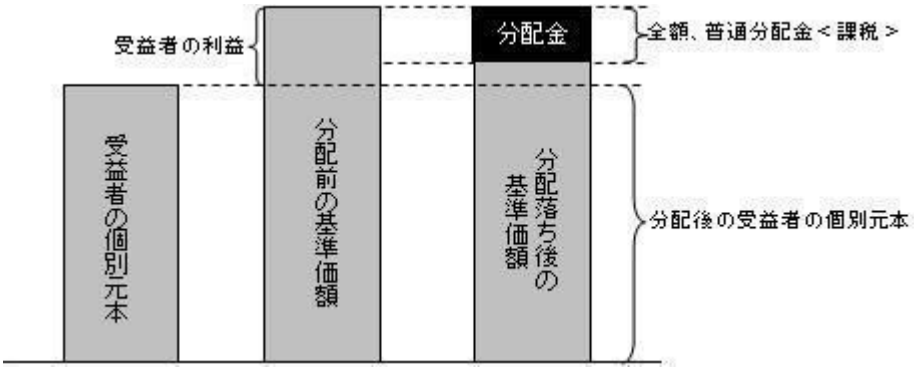

※上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

キャピタル世界株式ファンドＮＦ

2020年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	13,590,193,523	99.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	119,913,036	0.87
合計(純資産総額)		13,710,106,559	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）

2020年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,246,404,654	99.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	30,872,896	0.94
合計(純資産総額)		3,277,277,550	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド

2020年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	59,455,316	0.02
投資証券	ルクセンブルク	221,932,810,331	99.94

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	63,000,000	0.02
合計(純資産総額)		222,055,265,647	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

2020年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	602,257	0.00
投資証券	ルクセンブルク	8,310,755,370	99.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	6,100,000	0.07
合計(純資産総額)		8,317,457,627	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）

2020年12月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	米国	649,664,626,790	54.72
	フランス	75,800,101,717	6.39
	オランダ	49,710,377,193	4.19
	日本	48,532,059,950	4.09
	英国	48,402,894,573	4.08
	台湾	36,822,642,015	3.10
	デンマーク	27,514,579,738	2.32
	スイス	27,464,569,227	2.31
	香港	26,344,961,450	2.22
	カナダ	18,164,501,033	1.53
	ブラジル	15,857,249,667	1.34
	ドイツ	14,667,439,953	1.24
	スペイン	14,479,087,034	1.22
	インド	12,819,873,332	1.08
	韓国	11,003,094,773	0.93
	スウェーデン	9,734,145,922	0.82
	中国	9,022,974,735	0.76
	イタリア	7,847,890,080	0.66
	南アフリカ	7,368,851,291	0.62
	アイルランド	6,384,657,601	0.54
	ノルウェー	6,361,732,596	0.54
	メキシコ	6,143,159,183	0.52
	オーストラリア	5,331,810,089	0.45
	ベルギー	4,526,714,059	0.38
	ロシア	4,324,400,823	0.36
	シンガポール	4,065,960,737	0.34
	イスラエル	1,977,543,795	0.17

	フィンランド	613,927,394	0.05
	ニュージーランド	561,035,991	0.05
銀行預金、その他資産（負債控除後）		35,639,922,051	3.00
純資産総額		1,187,152,784,792	100.00

（注）投資比率とは、キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンド

2020年7月22日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	131,458,000	7.67
特殊債券	日本	100,024,000	5.84
社債券	日本	1,401,411,000	81.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	80,622,929	4.71
合計(純資産総額)		1,713,515,929	100.01

(注)投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
(注)当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2020年7月22日）現在の情報です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

キャピタル世界株式ファンドＮＦ

a.上位30銘柄

2020年12月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	キャピタル世界株式マザーファンド	6,143,848,790	2.1598	13,269,807,783	2.2120	13,590,193,523	99.12

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2020年12月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.12
合計	99.12

キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）

a.上位30銘柄

2020年12月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）	2,217,640,996	1.4257	3,161,819,063	1.4639	3,246,404,654	99.05

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2020年12月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.05
合計	99.05

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド

a.上位30銘柄

2020年12月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）	100,105,011.426	1,942.82	194,486,018,298	2,217	221,932,810,331	99.94
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	56,457,427	1.0523	59,410,150	1.0531	59,455,316	0.02

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2020年12月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.02
投資証券	99.94
合計	99.97

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

a.上位30銘柄

2020年12月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスCh-JPY）	3,661,125.714	1,984.38	7,265,064,644	2,270	8,310,755,370	99.91
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	571,890	1.0523	601,799	1.0531	602,257	0.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2020年12月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.91
合計	99.92

（参考）キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）

上位30銘柄

2020年12月30日現在

順位	銘柄	国/地域（上段） 業種（下段）	株数	評価単価（現地通貨）（上段） 通貨（下段）	評価金額（円）	投資比率 (%)
1	TESLA INC	米国 一般消費財・サービス	1,157,577	665.99 米ドル	79,822,579,483	6.72
2	AMAZON.COM INC	米国 一般消費財・サービス	106,443	3,322.00 米ドル	36,612,121,507	3.08
3	FACEBOOK INC CL A	米国 コミュニケーション・サービス	1,223,054	276.78 米ドル	35,050,038,389	2.95
4	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO	台湾 情報技術	18,444,700	515.00 台湾ドル	35,001,017,173	2.95
5	MICROSOFT CORP	米国 情報技術	1,473,854	224.15 米ドル	34,205,927,294	2.88
6	MASTERCARD INC CL A	米国 情報技術	495,341	346.66 米ドル	17,779,361,891	1.50
7	JPMORGAN CHASE & CO	米国 金融	1,362,390	125.01 米ドル	17,634,143,194	1.49
8	ASML HOLDING NV	オランダ 情報技術	343,140	396.30 ユーロ	17,248,740,795	1.45
9	NETFLIX INC	米国 コミュニケーション・サービス	293,103	530.87 米ドル	16,110,781,508	1.36
10	PAYPAL HOLDINGS INC	米国 情報技術	641,749	231.03 米ドル	15,351,179,128	1.29
11	AIA GROUP LTD	香港 金融	11,570,676	94.20 香港ドル	14,553,571,921	1.23

12	BROADCOM INC	米国 情報技術	306,406	429.04 米ドル	13,611,412,947	1.15
13	INTUITIVE SURGICAL INC	米国 ヘルスケア	148,287	814.07 米ドル	12,498,934,442	1.05
14	ALPHABET INC CL C	米国 コミュニケーション・サービス	62,778	1,758.72 米ドル	11,431,740,008	0.96
15	NESTLE SA	スイス 生活必需品	898,717	104.60 スイス・フラン	11,005,608,713	0.93
16	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	英国 金融	838,844	91.02 英ポンド	10,671,161,870	0.90
17	SHOPIFY INC CL A S/V (USD)	カナダ 情報技術	87,737	1,171.61 カナダ・ドル	10,643,243,812	0.90
18	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD COM	韓国 情報技術	1,432,869	78,300.00 韓国ウォン	10,635,899,804	0.90
19	ORSTED AS	デンマーク 公益事業	479,131	1,272.50 デンマーク・クローネ	10,395,075,987	0.88
20	NIKE INC CL B	米国 一般消費財・サービス	703,857	141.57 米ドル	10,317,246,975	0.87
21	VALE SA ON ADR	ブラジル 素材	5,709,734	16.84 米ドル	9,955,569,855	0.84
22	ALPHABET INC CL A	米国 コミュニケーション・サービス	53,367	1,757.76 米ドル	9,712,712,370	0.82
23	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	フランス 一般消費財・サービス	145,816	512.80 ユーロ	9,484,516,005	0.80
24	PROSUS NV	オランダ 一般消費財・サービス	837,352	87.48 ユーロ	9,291,349,849	0.78
25	ADOBE INC	米国 情報技術	178,475	502.11 米ドル	9,278,642,076	0.78
26	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	米国 ヘルスケア	182,050	462.86 米ドル	8,724,659,667	0.73
27	ASTRAZENECA PLC (GBP)	英国 ヘルスケア	825,894	74.62 英ポンド	8,613,372,508	0.73
28	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	米国 資本財・サービス	387,640	209.13 米ドル	8,393,693,042	0.71
29	ASML HOLDING NV-NY REG SHS ADR	オランダ 情報技術	162,923	484.01 米ドル	8,164,787,642	0.69
30	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	米国 ヘルスケア	335,798	233.49 米ドル	8,118,102,884	0.68

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンドの投資有価証券の明細

2020年7月22日現在

国名	銘柄名	利率(%)	償還日	種類	額面(千円)	評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	
日本	第135回利付国債（5年）	0.1	2023/3/20	国債証券	20,000	100.664	20,132,800	1.17
日本	第138回利付国債（5年）	0.1	2023/12/20	国債証券	10,000	100.871	10,087,100	0.59
日本	第143回利付国債（5年）	0.1	2025/3/20	国債証券	30,000	101.075	30,322,500	1.77
日本	第342回利付国債（10年）	0.1	2026/3/20	国債証券	70,000	101.308	70,915,600	4.14
日本	第48回韓国産業銀行円貨債券（2018）	0.23	2021/9/3	特殊債券	100,000	100.024	100,024,000	5.84
日本	第6回マラヤン・バンキング・ベルハッド円貨社債（2020）	0.224	2023/2/13	社債券	100,000	99.397	99,397,000	5.80
日本	第17回シティグループ・インク 円貨社債（2005）	2.04	2020/9/16	社債券	100,000	100.257	100,257,000	5.85
日本	第8回ケーティー円貨社債（2018）	0.3	2020/11/13	社債券	100,000	99.947	99,947,000	5.83
日本	第15回Ｚホールディングス（社債間限定同順位特約付）	0.35	2023/6/9	社債券	100,000	99.988	99,988,000	5.84
日本	第18回日立製作所（社債間限定同順位特約付）	0.06	2023/3/10	社債券	100,000	99.894	99,894,000	5.83
日本	第1回明治安田生命2019基金特定目的会社特定社債（一般担保付）	0.29	2024/8/2	社債券	100,000	98.959	98,959,000	5.78
日本	第28回三菱東京ＵＦＪ銀行（劣後特約付）	1.56	2021/1/20	社債券	100,000	100.718	100,718,000	5.88
日本	第23回三井住友銀行（劣後特約付）	1.61	2020/12/17	社債券	100,000	100.598	100,598,000	5.87
日本	第19回みずほ銀行（劣後特約付）	1.67	2022/2/24	社債券	100,000	102.25	102,250,000	5.97
日本	第22回芙蓉総合リース（社債間限定同順位特約付）	0.04	2022/10/28	社債券	100,000	99.595	99,595,000	5.81
日本	第16回東京センチュリーリース（社債間限定同順位特約付）	0.2	2021/4/14	社債券	100,000	100.003	100,003,000	5.84
日本	第5回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付）	0.23	2022/5/27	社債券	100,000	99.965	99,965,000	5.83

日本	第75回アコム（特定社債間限定同順位特約付）	0.309	2023/2/28	社債券	100,000	100.025	100,025,000	5.84
日本	第74回三菱ＵＦＪリース（社債間限定同順位特約付）	0.09	2023/1/23	社債券	100,000	99.815	99,815,000	5.83

（注）投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。
（注）当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2020年7月22日）現在の情報です。

②【投資不動産物件】

キャピタル世界株式ファンドＮＦ
該当事項はありません。

キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）
該当事項はありません。

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

キャピタル世界株式ファンドＮＦ

該当事項はありません。

キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

キャピタル世界株式ファンドＮＦ

期		純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	(2018年12月 6日)	2,192,155,528	2,192,155,528	0.9871	0.9871
第2期	(2019年12月 6日)	4,382,669,473	4,382,669,473	1.1154	1.1154
第3期	(2020年12月 7日)	13,017,546,713	13,017,546,713	1.4255	1.4255
	2019年12月末日	4,591,944,405	—	1.1765	—
	2020年 1月末日	4,874,586,912	—	1.1808	—
	2月末日	4,949,383,940	—	1.1105	—
	3月末日	4,698,665,911	—	0.9450	—
	4月末日	5,286,022,160	—	1.0426	—
	5月末日	5,577,645,889	—	1.1063	—
	6月末日	5,821,281,276	—	1.1461	—
	7月末日	6,249,760,922	—	1.2176	—
	8月末日	11,004,295,990	—	1.3196	—
	9月末日	11,146,653,386	—	1.2768	—
	10月末日	11,091,039,875	—	1.2520	—
	11月末日	12,656,427,326	—	1.3983	—
	12月末日	13,710,106,559	—	1.4592	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）

期		純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	(2018年12月 6日)	248,392,039	248,392,039	0.9234	0.9234
第2期	(2019年12月 6日)	1,317,639,866	1,317,639,866	1.0656	1.0656
第3期	(2020年12月 7日)	2,986,615,154	2,986,615,154	1.3856	1.3856
	2019年12月末日	1,420,810,088	—	1.1148	—
	2020年 1月末日	1,568,601,999	—	1.1238	—
	2月末日	1,520,076,897	—	1.0507	—
	3月末日	1,590,940,225	—	0.9114	—
	4月末日	1,858,773,226	—	1.0166	—
	5月末日	1,973,570,731	—	1.0670	—
	6月末日	1,878,446,498	—	1.1027	—
	7月末日	2,052,062,795	—	1.1867	—
	8月末日	2,301,921,725	—	1.2772	—

9月末日	2,253,643,697	―	1.2375	―
10月末日	2,272,142,087	―	1.2246	―
11月末日	2,707,877,872	―	1.3652	―
12月末日	3,277,277,550	―	1.4227	―

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

キャピタル世界株式ファンドＮＦ

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年 4月13日～2018年12月 6日	0
第2期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	0
第3期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	0

キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年 8月21日～2018年12月 6日	0
第2期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	0
第3期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	0

③【収益率の推移】

キャピタル世界株式ファンドＮＦ

期	計算期間	収益率（%）
第1期	2018年 4月13日～2018年12月 6日	△1.3
第2期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	13.0
第3期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	27.8

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）

期	計算期間	収益率（%）
第1期	2018年 8月21日～2018年12月 6日	△7.7

第2期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	15.4
第3期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	30.0

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

キャピタル世界株式ファンドＮＦ

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2018年 4月13日～2018年12月 6日	2,397,034,947	176,128,835	2,220,906,112
第2期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	3,636,157,791	1,927,669,655	3,929,394,248
第3期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	6,899,356,912	1,696,968,249	9,131,782,911

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2018年 8月21日～2018年12月 6日	269,007,384	―	269,007,384
第2期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	1,130,551,062	163,061,436	1,236,497,010
第3期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	1,579,044,229	660,131,023	2,155,410,216

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

≪参考情報≫

2020年12月30日現在

基準価額・純資産の推移（設定～2020年12月30日）

「世界株式NF」

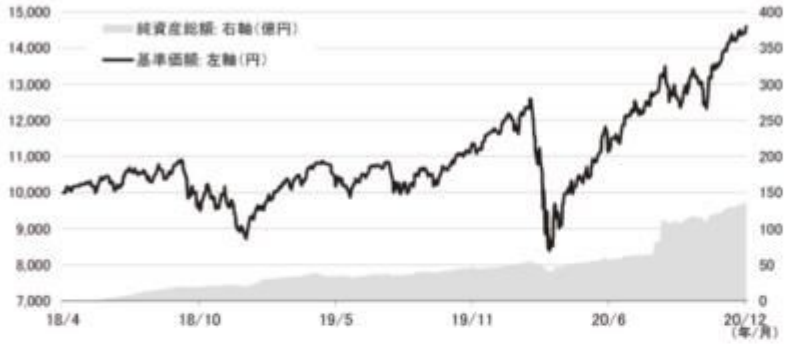

分配金の推移

第1期	2018年12月	0円
第2期	2019年12月	0円
第3期	2020年12月	0円
	設定来累計	0円

分配金は1万口当たり、税引前

「世界株式NF（限定為替ヘッジ）」

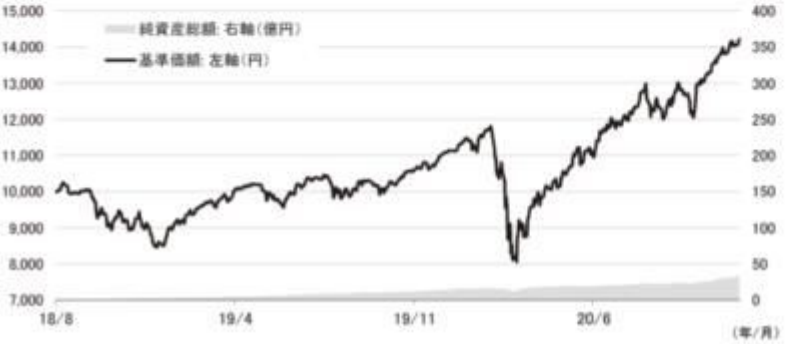

第1期	2018年12月	0円
第2期	2019年12月	0円
第3期	2020年12月	0円
	設定来累計	0円

分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況（2020年12月30日現在）

「世界株式NF」

<「世界株式NFマザーファンド」の主要な資産の状況>

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	「ニューパースペクティブ・ファンド(クラスC)」	99.94
2	「日本短期債券ファンド」	0.02

「世界株式NF（限定為替ヘッジ）」

<「世界株式NF（限定為替ヘッジ）マザーファンド」の主要な資産の状況>

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	「ニューパースペクティブ・ファンド(クラスCh-JPY)」	99.91
2	「日本短期債券ファンド」	0.00

以下は、実質的に投資する各ファンドのもとになるキャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）の2020年12月30日時点の主要な資産の状況等です。

<キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）の主要な資産の状況等>　（2020年12月30日現在）

上位10銘柄

順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)
1	テスラ	米国	一般消費財・サービス	6.72
2	アマゾン・ドット・コム	米国	一般消費財・サービス	3.08
3	台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング	台湾	情報技術	3.07
4	フェイスブック	米国	コミュニケーション・サービス	2.95
5	マイクロソフト	米国	情報技術	2.88
6	ASMLホールディング	オランダ	情報技術	2.14
7	アルファベット	米国	コミュニケーション・サービス	1.78
8	マスターカード	米国	情報技術	1.50
9	JP モルガン・チェース	米国	金融	1.49
10	ネットフリックス	米国	コミュニケーション・サービス	1.36

同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券（預託証券等）の組み入れがある場合には、
それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

国別構成比率

国名	投資比率(%)
米国	54.72
フランス	6.39
オランダ	4.19
日本	4.09
英国	4.08
その他国	23.54
現金・その他	3.00

業種別構成比率

業種名	投資比率(%)
情報技術	23.11
一般消費財・サービス	19.94
ヘルスケア	11.77
金融	10.00
コミュニケーション・サービス	8.70
その他業種	23.49
現金・その他	3.00

通貨別構成比率

通貨名	投資比率(%)
米ドル	59.55
ユーロ	13.29
英ポンド	4.31
日本円	4.09
台湾ドル	2.98
その他通貨	12.77
現金・その他	3.00

年間収益率の推移

ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出。
2018年は設定日（2018年4月13日）から年末までの収益率を表示。

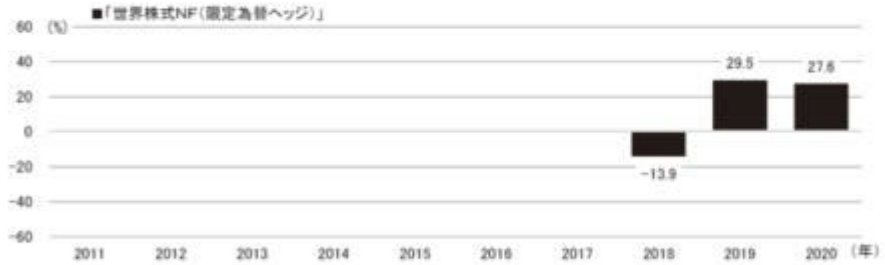

ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出。
2018年は設定日（2018年8月21日）から年末までの収益率を表示。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
*ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）取得の申込みは、販売会社で受付けます。なお、当ファンドを購入になれるのは、販売会社にＳＭＡ（セパレートリー・マネージド・アカウント）取引口座を開設する等の一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社
電話番号　0120-411-447（営業日9：00～17：00）
ホームページ　capitalgroup.co.jp

（２）取得の申込みの受付は、申込不可日（＊１）を除く販売会社の営業日（＊２）に行なわれます。

（＊１）申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。

（＊２）原則として、午後３時までに取得の申込みが行なわれ、かつ当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

・委託会社は、取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。

・取得申込者は、販売会社に取得のお申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への

通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（３）収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の２つのコースがありますが、販売会社によっては、原則として「自動けいぞく投資コース」のみを取扱う場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

・販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得の申込みを取扱う場合があります。また、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

・自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款（販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。）に基づく契約を締結していただきます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（４）申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、１口単位で取得することができます。

（５）申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

（６）申込手数料は、かかりません。

申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

（１）換金の申込みは、販売会社で受付けます。

・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号　0120-411-447（営業日9：00～17：00） ホームページ　capitalgroup.co.jp

（２）換金の申込みの受付は、申込不可日（＊１）を除く販売会社の営業日（＊２）に行なわれます。

（＊１）申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。

（＊２）原則として、午後３時までに換金の申込みが行なわれ、かつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消すことができます。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、信託財産の残高規模および市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定

の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。

・換金の申込みを行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

（３）換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（４）換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。

（５）換金手数料は、かかりません。

（６）換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して５営業日目から販売会社でお支払いします。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の計算

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（１万口当たり）は、毎営業日に算出されます。

②有価証券等の評価基準および評価方法等

マザーファンドについては、基準価額で評価します。

外貨建資産については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

為替予約取引については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

（主要投資対象ファンドにおける評価方法等）

主要投資対象ファンドについては、原則として、計算時に知りうる直近の日の時価で評価しております。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。

③基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、キャピタル世界株式ファンドＮＦは「世界株式ＮＦ」、キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）は「世界株ＮＦＨ」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社
電話番号　0120-411-447（営業日9：00～17：00）
ホームページ　capitalgroup.co.jp

④運用報告書

委託会社は、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

「世界株式ＮＦ」
2018年４月13日から、原則として、無期限です。ただし、後記（５）の①のa.、②のa.、③のa.および⑤のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

「世界株式ＮＦ（限定為替ヘッジ）」
2018年８月21日から、原則として、無期限です。ただし、後記（５）の①のa.、②のa.、③のa.および⑤のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として毎年12月７日から翌年12月６日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2018年１２月６日までとし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。
上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）
a.委託会社は、信託期間中において、当ファンドを繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、または換金により受益権の総口数が50億口または純資産総額が50億円を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
d.上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。
e.上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。
②信託契約に関する監督官庁の命令
a.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
b.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定に従います。
③委託会社の登録取消等に伴う取扱い
a.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
b.上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会

社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記⑥の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b.委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本a.によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

b.委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更等

a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの信託約款は本⑥に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。

b.委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

e.書面決議の効力は、ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

f.上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g.上記a.からf.までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑧公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑨関係法人との契約の更改に関する手続

a.受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。

ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。

b.販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

⑩他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

a.他の受益者の氏名または名称および住所

b.他の受益者が有する受益権の内容

⑪信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して５営業日までの間に支払いを開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して５営業日までの間に支払いを開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「２　換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）繰上償還および重大な信託約款の変更等にかかる議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

（５）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投信法第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（６）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧

または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（2019年12月7日から2020年12月7日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

１【財務諸表】

【キャピタル世界株式ファンドＮＦ】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2019年12月6日現在	第3期 2020年12月7日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	139,782,430	160,820,658
親投資信託受益証券	4,374,624,551	12,975,529,276
未収入金	40,000,000	-
流動資産合計	4,554,406,981	13,136,349,934
資産合計	4,554,406,981	13,136,349,934
負債の部		
流動負債		
未払金	2,500,000	56,000,000
未払解約金	152,524,704	23,888,095
未払受託者報酬	422,861	1,016,493
未払委託者報酬	15,434,406	37,101,987
未払利息	382	462
その他未払費用	855,155	796,184
流動負債合計	171,737,508	118,803,221
負債合計	171,737,508	118,803,221
純資産の部		
元本等		
元本	3,929,394,248	9,131,782,911
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	453,275,225	3,885,763,802
元本等合計	4,382,669,473	13,017,546,713
純資産合計	4,382,669,473	13,017,546,713
負債純資産合計	4,554,406,981	13,136,349,934

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自　2018年12月7日 至　2019年12月6日	第3期 自　2019年12月7日 至　2020年12月7日
営業収益		
有価証券売買等損益	532,063,803	2,170,704,725
営業収益合計	532,063,803	2,170,704,725
営業費用		
支払利息	57,699	118,842
受託者報酬	750,174	1,560,052
委託者報酬	27,381,407	56,941,745
その他費用	1,612,774	1,623,739
営業費用合計	29,802,054	60,244,378
営業利益又は営業損失（△）	502,261,749	2,110,460,347
経常利益又は経常損失（△）	502,261,749	2,110,460,347
当期純利益又は当期純損失（△）	502,261,749	2,110,460,347
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	110,003,836	87,481,732
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△28,750,584	453,275,225
剰余金増加額又は欠損金減少額	89,767,896	1,644,919,114
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,196,666	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,571,230	1,644,919,114
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	235,409,152
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	235,409,152
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	453,275,225	3,885,763,802

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年12月7日から翌年12月6日までとなっておりますが、第3期計算期間は信託約款の定めにより、2019年12月7日から2020年12月7日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第2期 2019年12月6日現在	第3期 2020年12月7日現在
１. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,929,394,248口	9,131,782,911口
２. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.1154円 (1万口当たり純資産額) (11,154円)	1口当たり純資産額 1.4255円 (1万口当たり純資産額) (14,255円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期
自 2018年12月7日
至 2019年12月6日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	330,612,773円
収益調整金額	C	122,903,296円
分配準備積立金額	D	－円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	453,516,069円
当ファンドの期末残存口数	F	3,929,394,248口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,154.15円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第3期
自 2019年12月7日
至 2020年12月7日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	2,023,055,298円
収益調整金額	C	1,619,865,948円
分配準備積立金額	D	242,842,556円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,885,763,802円
当ファンドの期末残存口数	F	9,131,782,911口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,255.19円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第3期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
４．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第3期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2019年12月6日現在	第3期 2020年12月7日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	458,034,588	2,144,719,494
合計	458,034,588	2,144,719,494

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第3期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
期首元本額	2,220,906,112円	3,929,394,248円
期中追加設定元本額	3,636,157,791円	6,899,356,912円
期中一部解約元本額	1,927,669,655円	1,696,968,249円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル世界株式マザーファンド	6,009,415,189	12,975,529,276	
合計		6,009,415,189	12,975,529,276	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2019年12月6日現在	第3期 2020年12月7日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	34,208,951	87,725,016
親投資信託受益証券	1,311,352,491	2,964,410,902
流動資産合計	1,345,561,442	3,052,135,918
資産合計	1,345,561,442	3,052,135,918
負債の部		
流動負債		
未払金	22,700,000	55,400,000
未払解約金	997,924	338,192
未払受託者報酬	106,133	245,956
未払委託者報酬	3,873,769	8,977,428
未払利息	93	252
その他未払費用	243,657	558,936
流動負債合計	27,921,576	65,520,764
負債合計	27,921,576	65,520,764
純資産の部		
元本等		
元本	1,236,497,010	2,155,410,216
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	81,142,856	831,204,938
元本等合計	1,317,639,866	2,986,615,154
純資産合計	1,317,639,866	2,986,615,154
負債純資産合計	1,345,561,442	3,052,135,918

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自　2018年12月7日 至　2019年12月6日	第3期 自　2019年12月7日 至　2020年12月7日
営業収益		
有価証券売買等損益	106,201,709	644,808,411
営業収益合計	106,201,709	644,808,411
営業費用		
支払利息	14,676	24,848
受託者報酬	148,630	422,939
委託者報酬	5,424,823	15,437,221
その他費用	341,964	961,700
営業費用合計	5,930,093	16,846,708
営業利益又は営業損失（△）	100,271,616	627,961,703
経常利益又は経常損失（△）	100,271,616	627,961,703
当期純利益又は当期純損失（△）	100,271,616	627,961,703
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	9,401,855	58,754,781
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△20,615,345	81,142,856
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,888,440	220,240,891
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,980,276	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,908,164	220,240,891
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	39,385,731
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	39,385,731
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	81,142,856	831,204,938

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年12月7日から翌年12月6日までとなっておりますが、第3期計算期間は信託約款の定めにより、2019年12月7日から2020年12月7日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第2期 2019年12月6日現在	第3期 2020年12月7日現在
１. 当該計算期間の末日における受益権の総数	1,236,497,010口	2,155,410,216口
２. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0656円 (1万口当たり純資産額) (10,656円)	1口当たり純資産額 1.3856円 (1万口当たり純資産額) (13,856円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期
自 2018年12月7日
至 2019年12月6日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	83,869,402円
収益調整金額	C	－円
分配準備積立金額	D	－円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,869,402円
当ファンドの期末残存口数	F	1,236,497,010口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	678.28円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第3期
自 2019年12月7日
至 2020年12月7日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	569,219,076円
収益調整金額	C	205,023,585円
分配準備積立金額	D	56,962,277円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	831,204,938円
当ファンドの期末残存口数	F	2,155,410,216口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,856.34円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第3期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
４．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第3期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2019年12月6日現在	第3期 2020年12月7日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	105,237,339	616,695,393
合計	105,237,339	616,695,393

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第3期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
期首元本額	269,007,384円	1,236,497,010円
期中追加設定元本額	1,130,551,062円	1,579,044,229円
期中一部解約元本額	163,061,436円	660,131,023円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）	2,080,872,457	2,964,410,902	
合計		2,080,872,457	2,964,410,902	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）

キャピタル世界株式マザーファンド

当ファンドは、「キャピタル世界株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
開示対象ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

	2020年12月7日現在
資産の部	
流動資産	
投資信託受益証券	59,444,024
投資証券	214,811,301,096
未収入金	3,913,000,000
流動資産合計	218,783,745,120

	2020年12月7日現在
資産合計	218,783,745,120
負債の部	
流動負債	
未払金	3,867,600,000
未払解約金	5,700,000
流動負債合計	3,873,300,000
負債合計	3,873,300,000
純資産の部	
元本等	
元本	99,533,811,058
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	115,376,634,062
元本等合計	214,910,445,120
純資産合計	214,910,445,120
負債純資産合計	218,783,745,120

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2020年12月7日現在
1．　計算日における受益権の総数		99,533,811,058口
2．　計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	2.1592円
	(1万口当たり純資産額)	(21,592円)

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。

項目	自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2020年12月7日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	33,874
投資証券	22,177,558,552
合計	22,177,592,426

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2020年12月7日現在
同計算期間の期首元本額	75,932,670,310円
同計算期間の追加設定元本額	32,296,189,786円
同計算期間の一部解約元本額	8,695,049,038円
計算日の元本額※	99,533,811,058円
※元本額の内訳	
キャピタル世界株式ファンド	58,786,899,481円
キャピタル世界株式ファンドＦ	1,796,192,603円
キャピタル世界株式ファンド（ＤＣ年金用）	6,096,359,820円
キャピタル世界株式ファンドＮＦ	6,009,415,189円
キャピタル世界株式ファンドＶＡ（適格機関投資家用）	26,844,943,965円

附属明細表

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	56,457,427.00	59,444,024	
投資信託受益証券 合計		56,457,427.00	59,444,024	
投資証券	キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）	99,265,850.784	214,811,301,096	
投資証券 合計		99,265,850.784	214,811,301,096	
合計		155,723,277.784	214,870,745,120	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

当ファンドは、「キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
開示対象ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

	2020年12月7日現在
資産の部	
流動資産	
投資信託受益証券	602,142
投資証券	7,780,934,099
未収入金	148,000,000
流動資産合計	7,929,536,241
資産合計	7,929,536,241
負債の部	
流動負債	
未払金	148,000,000
流動負債合計	148,000,000
負債合計	148,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	5,462,239,184
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,319,297,057
元本等合計	7,781,536,241
純資産合計	7,781,536,241
負債純資産合計	7,929,536,241

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2020年12月7日現在	
1．　計算日における受益権の総数		5,462,239,184口
2．　計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.4246円
	(1万口当たり純資産額)	(14,246円)

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1 .貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 .時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2020年12月7日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	343
投資証券	829,119,737
合計	829,120,080

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2020年12月7日現在
同計算期間の期首元本額	2,548,039,415円
同計算期間の追加設定元本額	3,656,345,650円
同計算期間の一部解約元本額	742,145,881円
計算日の元本額※	5,462,239,184円
※元本額の内訳	
キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）	2,080,872,457円
キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）	3,381,366,727円

附属明細表

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	571,890.00	602,142	
投資信託受益証券 合計		571,890.00	602,142	
投資証券	キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスCh-JPY）	3,522,378.497	7,780,934,099	
投資証券 合計		3,522,378.497	7,780,934,099	
合計		4,094,268.497	7,781,536,241	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）

「キャピタル世界株式マザーファンド」および「キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」は、円建ての「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）」（ルクセンブルク籍外国投資法人（以下、当外国投資法人といいます。）の発行する外国投資証券）を主な投資対象としております。

当外国投資法人を含むアンブレラファンド （ＣＩＦ） については、2019年12月31日付けで、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。この財務書類は独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コオペラティブの監査を受けております。以下の「投資明細表」および「損益および純資産変動計算書」は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）

投資明細表

Capital Group New Perspective Fund (LUX)
As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Transferable securities and money market instruments admitted to an official exchange listing				
Equities				
Australia				
Macquarie Group Ltd.	AUD	42,331	4,094,941	0.07
			4,094,941	0.07
Belgium				
Anheuser-Busch InBev SA/NV	EUR	321,567	26,226,621	0.45
Galapagos NV	EUR	50,526	10,569,890	0.18
KBC Group NV	EUR	25,443	1,913,853	0.03
			38,710,364	0.66
Brazil				
Gerdau SA, ADR Preference	USD	3,555,203	17,420,495	0.30
Petroleo Brasileiro SA, ADR	USD	334,802	5,336,744	0.09
Petroleo Brasileiro SA Preference	BRL	932,295	6,994,472	0.12
Vale SA, ADR	USD	2,805,118	37,027,557	0.63
Vale SA	BRL	458,474	6,074,692	0.10
			72,853,960	1.24
Canada				
Barrick Gold Corp.	USD	375,131	6,973,685	0.12
Canada Goose Holdings, Inc.	USD	23,760	861,062	0.02
Canada Goose Holdings, Inc.	CAD	49,720	1,799,959	0.03
Canadian Natural Resources Ltd.	CAD	334,264	10,811,357	0.18
Enbridge, Inc.	CAD	420,440	16,716,582	0.29
Fairfax Financial Holdings Ltd.	CAD	8,816	4,139,593	0.07
First Quantum Minerals Ltd.	CAD	424,444	4,304,746	0.07
Nutrien Ltd.	CAD	245,405	11,749,127	0.20
Restaurant Brands International, Inc.	USD	229,487	14,634,386	0.25
			71,990,497	1.23
China				
AAC Technologies Holdings, Inc.	HKD	232,929	2,032,670	0.03
CNOOC Ltd.	HKD	3,223,000	5,360,430	0.09
Trip.com Group Ltd., ADR	USD	708,761	23,771,844	0.41
			31,164,944	0.53
Denmark				
Carlsberg A/S 'B'	DKK	140,891	21,017,807	0.36
Chr Hansen Holding A/S	DKK	120,834	9,602,365	0.16
Coloplast A/S 'B'	DKK	155,063	19,235,507	0.33
DSV PANALPINA A/S	DKK	266,375	30,700,590	0.52
Novo Nordisk A/S 'B'	DKK	404,854	23,497,497	0.40
Orsted A/S, Reg. S	DKK	333,691	34,511,900	0.59
			138,565,666	2.36

Capital Group New Perspective Fund (LUX) (continued)
As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Finland				
Nokia OYJ	EUR	979,146	3,620,023	0.06
Sampo OYJ 'A'	EUR	36,899	1,610,470	0.03
			5,230,493	0.09
France				
Air Liquide SA	EUR	48,862	6,916,833	0.12
Airbus SE	EUR	491,594	71,949,410	1.23
AXA SA	EUR	137,496	3,872,697	0.07
Danone SA	EUR	106,988	8,868,624	0.15
Edenred	EUR	221,578	11,457,880	0.20
EssilorLuxottica SA	EUR	138,762	21,137,180	0.36
Hermes International	EUR	23,513	17,570,713	0.30
Kering SA	EUR	56,026	36,776,522	0.63
L'Oreal SA	EUR	26,449	7,832,311	0.13
LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	EUR	101,515	47,164,695	0.80
Pernod Ricard SA	EUR	256,734	45,903,777	0.78
Peugeot SA	EUR	155,454	3,714,140	0.06
Safran SA	EUR	435,441	67,232,963	1.15
Sanofi	EUR	39,308	3,951,506	0.07
Societe Generale SA	EUR	123,026	4,280,016	0.07
Sodexo SA	EUR	12,978	1,537,992	0.03
Valeo SA	EUR	164,628	5,800,272	0.10
Worldline SA, Reg. S	EUR	141,989	10,057,841	0.17
			376,025,372	6.42
Germany				
adidas AG	EUR	116,649	37,918,934	0.65
Bayer AG	EUR	41,841	3,417,195	0.06
Delivery Hero SE, Reg. S	EUR	76,945	6,089,978	0.10
MTU Aero Engines AG	EUR	47,409	13,539,291	0.23
Rheinmetall AG	EUR	84,863	9,747,541	0.17
SAP SE	EUR	135,000	18,219,997	0.31
			88,932,936	1.52
Hong Kong				
AIA Group Ltd.	HKD	7,068,076	74,197,428	1.27
BeiGene Ltd., ADR	USD	177,933	29,494,174	0.50
CK Asset Holdings Ltd.	HKD	1,237,877	8,935,819	0.15
Galaxy Entertainment Group Ltd.	HKD	1,465,000	10,791,551	0.18
Hong Kong Exchanges & Clearing Ltd.	HKD	501,481	16,282,059	0.28
Melco Resorts & Entertainment Ltd., ADR	USD	353,806	8,551,491	0.15
Wynn Macau Ltd.	HKD	2,614,354	6,441,692	0.11
			154,694,214	2.64

Capital Group New Perspective Fund (LUX) (continued)
As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
India				
Bharti Airtel Ltd.	INR	492,452	3,144,655	0.05
Godrej Consumer Products Ltd.	INR	419,857	4,026,626	0.07
ICICI Bank Ltd., ADR	USD	743,481	11,219,128	0.19
ICICI Bank Ltd.	INR	1,440,238	10,873,696	0.19
Reliance Industries Ltd.	INR	1,159,812	24,601,553	0.42
Tata Motors Ltd.	INR	512,432	1,329,213	0.02
			55,194,871	0.94
Ireland				
Ryanair Holdings plc, ADR	USD	216,952	19,007,165	0.32
			19,007,165	0.32
Italy				
Enel SpA	EUR	2,352,697	18,663,151	0.32
UniCredit SpA	EUR	508,848	7,431,488	0.13
			26,094,639	0.45
Japan				
Asahi Group Holdings Ltd.	JPY	378,500	17,358,295	0.30
Asahi Kasei Corp.	JPY	2,414,002	27,415,935	0.47
Daiichi Sankyo Co. Ltd.	JPY	32,700	2,175,285	0.04
Denso Corp.	JPY	28,256	1,291,421	0.02
Fast Retailing Co. Ltd.	JPY	7,400	4,426,856	0.07
Inpex Corp.	JPY	756,200	7,909,634	0.13
Japan Tobacco, Inc.	JPY	773,377	17,313,879	0.29
JGC Holdings Corp.	JPY	214,300	3,461,382	0.06
Keyence Corp.	JPY	86,200	30,535,530	0.52
Kose Corp.	JPY	85,300	12,560,858	0.21
Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.	JPY	678,300	3,703,167	0.06
Murata Manufacturing Co. Ltd.	JPY	84,788	5,264,183	0.09
Nidec Corp.	JPY	155,986	21,541,300	0.37
Nintendo Co. Ltd.	JPY	50,212	20,319,559	0.35
Nitori Holdings Co. Ltd.	JPY	41,600	6,594,818	0.11
Recruit Holdings Co. Ltd.	JPY	227,514	8,582,945	0.15
Ryohin Keikaku Co. Ltd.	JPY	222,630	5,237,148	0.09
Shin-Etsu Chemical Co. Ltd.	JPY	253,188	28,102,225	0.48
Shionogi & Co. Ltd.	JPY	148,400	9,242,306	0.16
SMC Corp.	JPY	42,764	19,792,937	0.34
SoftBank Group Corp.	JPY	450,236	19,707,537	0.34
Suzuki Motor Corp.	JPY	344,458	14,478,300	0.25
Tokyo Electron Ltd.	JPY	65,927	14,516,621	0.25
Unicharm Corp.	JPY	311,400	10,604,022	0.18
Z Holdings Corp.	JPY	1,140,000	4,836,777	0.08
			316,972,920	5.41

Capital Group New Perspective Fund (LUX) (continued)
As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Mexico				
America Movil SAB de CV, ADR 'L'	USD	1,378,951	22,063,216	0.38
Fomento Economico Mexicano SAB de CV	MXN	309,585	2,925,482	0.05
			24,988,698	0.43
Netherlands				
Aalberts NV	EUR	234,327	10,516,412	0.18
ASML Holding NV	EUR	254,370	75,240,685	1.28
ASML Holding NV, NYRS	USD	124,781	36,927,689	0.63
Coca-Cola European Partners plc	USD	267,245	13,597,426	0.23
Koninklijke DSM NV	EUR	322,626	42,015,381	0.72
Koninklijke KPN NV	EUR	1,853,483	5,469,985	0.09
Koninklijke Philips NV	EUR	469,619	22,925,101	0.39
Prosus NV	EUR	248,726	18,561,601	0.32
Unilever NV	EUR	137,496	7,901,165	0.14
			233,155,445	3.98
New Zealand				
Fisher & Paykel Healthcare Corp. Ltd.	NZD	405,929	6,066,625	0.10
			6,066,625	0.10
Norway				
Adevinta ASA	NOK	618,034	7,321,260	0.12
DNB ASA	NOK	1,116,795	20,862,071	0.36
			28,183,331	0.48
Russian Federation				
Alrosa PJSC	USD	1,934,562	2,628,196	0.04
Gazprom PJSC, ADR	USD	356,518	2,933,430	0.05
LUKOIL PJSC, ADR	USD	33,791	3,351,391	0.06
Rosneft Oil Co. PJSC, Reg. S, GDR	USD	2,610,075	18,813,421	0.32
			27,726,438	0.47
Singapore				
Sea Ltd., ADR	USD	128,580	5,171,488	0.09
			5,171,488	0.09
South Africa				
Discovery Ltd.	ZAR	266,061	2,291,514	0.04
Naspers Ltd. 'N'	ZAR	223,645	36,578,875	0.62
			38,870,389	0.66
South Korea				
Hyundai Motor Co.	KRW	163,329	17,018,587	0.29
LG Display Co. Ltd.	KRW	44,696	628,051	0.01
Samsung Electronics Co. Ltd. Preference	KRW	33,113	1,299,952	0.02
Samsung Electronics Co. Ltd.	KRW	944,357	45,566,277	0.78
			64,512,867	1.10

Capital Group New Perspective Fund (LUX) (continued)
As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Spain				
Amadeus IT Group SA 'A'	EUR	272,525	22,254,326	0.38
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	EUR	974,982	5,449,595	0.09
Cellnex Telecom SA, Reg. S	EUR	106,976	4,604,207	0.08
Grifols SA Preference 'B'	EUR	227,951	5,318,407	0.09
Industria de Diseno Textil SA	EUR	329,499	11,623,889	0.20
International Consolidated Airlines Group SA	GBP	755,653	6,255,862	0.11
			55,506,286	0.95
Sweden				
Assa Abloy AB 'B'	SEK	1,024,869	23,963,050	0.41
Epiroc AB 'A'	SEK	257,429	3,142,847	0.05
Epiroc AB 'B'	SEK	274,475	3,254,250	0.05
Spotify Technology SA	USD	35,036	5,239,634	0.09
Svenska Handelsbanken AB 'A'	SEK	685,699	7,386,765	0.13
			42,986,546	0.73
Switzerland				
Cie Financiere Richemont SA	CHF	14,425	1,133,670	0.02
LafargeHolcim Ltd.	CHF	126,097	6,996,703	0.12
Nestle SA	CHF	600,424	65,005,607	1.11
Novartis AG	CHF	151,101	14,348,194	0.24
Roche Holding AG	CHF	17,238	5,592,821	0.10
Sika AG	CHF	15,666	2,943,647	0.05
Straumann Holding AG	CHF	5,786	5,681,974	0.10
Temenos AG	CHF	174,115	27,561,911	0.47
			129,264,527	2.21
Taiwan				
Largan Precision Co. Ltd.	TWD	31,000	5,170,631	0.09
MediaTek, Inc.	TWD	303,951	4,496,856	0.07
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd., ADR	USD	88,728	5,155,097	0.09
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	TWD	12,425,700	137,202,078	2.34
			152,024,662	2.59
United Arab Emirates				
DP World plc	USD	83,680	1,096,208	0.02
			1,096,208	0.02
United Kingdom				
Aggreko plc	GBP	985,971	10,873,899	0.18
Associated British Foods plc	GBP	171,242	5,892,969	0.10
AstraZeneca plc	GBP	561,858	56,614,116	0.97
Barclays plc	GBP	1,428,080	3,398,133	0.06
British American Tobacco plc	GBP	666,854	28,544,318	0.49
Coca-Cola HBC AG	GBP	150,055	5,098,267	0.09
Diageo plc	GBP	209,048	8,862,344	0.15
Experian plc	GBP	135,015	4,564,019	0.08

Capital Group New Perspective Fund (LUX) (continued)
As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Halma plc	GBP	291,164	8,160,900	0.14
Hiscox Ltd.	GBP	524,801	9,898,956	0.17
London Stock Exchange Group plc	GBP	624,138	64,071,822	1.09
M&G plc	GBP	256,768	806,752	0.01
Pagegroup plc	GBP	1,023,805	7,092,571	0.12
Prudential plc	GBP	368,440	7,071,636	0.12
Reckitt Benckiser Group plc	GBP	144,176	11,704,890	0.20
RELX plc	GBP	283,005	7,143,118	0.12
Royal Dutch Shell plc 'A'	GBP	20,071	594,198	0.01
Royal Dutch Shell plc 'B'	GBP	689,353	20,449,254	0.35
Spirax-Sarco Engineering plc	GBP	75,232	8,859,090	0.15
Unilever plc	GBP	40,602	2,339,760	0.04
Vodafone Group plc	GBP	3,484,676	6,774,151	0.12
			278,815,163	4.76
United States of America				
Abbott Laboratories	USD	186,581	16,206,426	0.28
Activision Blizzard, Inc.	USD	448,161	26,629,727	0.45
Adobe, Inc.	USD	124,286	40,990,766	0.70
Advanced Micro Devices, Inc.	USD	260,731	11,957,124	0.20
AES Corp.	USD	500,668	9,963,293	0.17
Agios Pharmaceuticals, Inc.	USD	218,915	10,453,191	0.18
Allakos, Inc.	USD	22,561	2,151,417	0.04
Alphabet, Inc. 'A'	USD	37,405	50,099,883	0.86
Alphabet, Inc. 'C'	USD	49,479	66,154,413	1.13
Alteryx, Inc. 'A'	USD	108,512	10,858,796	0.19
Altice USA, Inc. 'A'	USD	119,092	3,255,975	0.06
Amazon.com, Inc.	USD	97,212	179,632,222	3.07
American Tower Corp., REIT	USD	79,984	18,381,923	0.31
Apple, Inc.	USD	54,077	15,879,711	0.27
Applied Materials, Inc.	USD	59,360	3,623,334	0.06
Arch Capital Group Ltd.	USD	315,356	13,525,619	0.23
Autodesk, Inc.	USD	113,781	20,874,262	0.36
Baker Hughes Co.	USD	653,959	16,760,969	0.29
Bank of America Corp.	USD	301,883	10,632,319	0.18
Berkshire Hathaway, Inc. 'B'	USD	25,023	5,667,709	0.10
Biogen, Inc.	USD	23,833	7,071,966	0.12
BlackRock, Inc.	USD	62,679	31,508,733	0.54
Bluebird Bio, Inc.	USD	4,775	419,006	0.01
Boeing Co. (The)	USD	72,004	23,456,023	0.40
Booking Holdings, Inc.	USD	11,108	22,812,833	0.39
Booking Holdings, Inc.	USD	73	149,922	–
Boston Scientific Corp.	USD	1,489,702	67,364,324	1.15
Brighthouse Financial, Inc.	USD	1,071	42,015	–

Capital Group New Perspective Fund (LUX) (continued)
As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Broadcom, Inc.	USD	316,890	100,143,578	1.71
CDK Global, Inc.	USD	91,613	5,009,399	0.09
CF Industries Holdings, Inc.	USD	36,919	1,762,513	0.03
Chevron Corp.	USD	24,215	2,918,150	0.05
Chubb Ltd.	USD	210,672	32,793,204	0.56
CME Group, Inc.	USD	332,695	66,778,540	1.14
Coca-Cola Co. (The)	USD	334,335	18,505,442	0.32
ConocoPhillips	USD	263,506	17,135,795	0.29
Costco Wholesale Corp.	USD	136,350	40,075,992	0.68
Danaher Corp.	USD	146,226	22,442,766	0.38
Deere & Co.	USD	64,405	11,158,810	0.19
Dell Technologies, Inc. 'C'	USD	121,217	6,229,342	0.11
Digital Realty Trust, Inc., REIT	USD	35,518	4,252,925	0.07
Domino's Pizza, Inc.	USD	15,716	4,617,046	0.08
Dow, Inc.	USD	212,416	11,625,528	0.20
DuPont de Nemours, Inc.	USD	220,269	14,141,270	0.24
Edwards Lifesciences Corp.	USD	83,810	19,552,035	0.33
Eli Lilly & Co.	USD	26,942	3,540,987	0.06
EOG Resources, Inc.	USD	213,490	17,881,922	0.31
Equifax, Inc.	USD	138,054	19,344,126	0.33
Equinix, Inc., REIT	USD	35,281	20,593,520	0.35
Everest Re Group Ltd.	USD	24,349	6,740,777	0.12
Facebook, Inc. 'A'	USD	831,051	170,573,218	2.91
FLIR Systems, Inc.	USD	215,025	11,196,352	0.19
General Electric Co.	USD	207,324	2,313,736	0.04
General Mills, Inc.	USD	56,636	3,033,424	0.05
Gilead Sciences, Inc.	USD	44,473	2,889,856	0.05
Global Payments, Inc.	USD	138,567	25,296,792	0.43
GoDaddy, Inc. 'A'	USD	363,466	24,686,611	0.42
Goldman Sachs Group, Inc. (The)	USD	15,070	3,465,045	0.06
Halliburton Co.	USD	149,579	3,660,198	0.06
Hilton Grand Vacations, Inc.	USD	283,993	9,766,519	0.17
Hilton Worldwide Holdings, Inc.	USD	305,127	33,841,636	0.58
Home Depot, Inc. (The)	USD	69,519	15,181,559	0.26
Honeywell International, Inc.	USD	194,532	34,432,164	0.59
IDEX Corp.	USD	180,720	31,083,840	0.53
IDEXX Laboratories, Inc.	USD	65,246	17,037,688	0.29
Incyte Corp.	USD	303,843	26,531,571	0.45
Insulet Corp.	USD	79,985	13,693,432	0.23
Intel Corp.	USD	150,839	9,027,714	0.15
Intercontinental Exchange, Inc.	USD	189,852	17,570,803	0.30
Intuitive Surgical, Inc.	USD	136,582	80,740,449	1.38
Johnson Controls International plc	USD	201,356	8,197,203	0.14
JPMorgan Chase & Co.	USD	774,213	107,925,292	1.84

Capital Group New Perspective Fund (LUX) (continued)
As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Linde plc	USD	66,950	14,253,655	0.24
LyondellBasell Industries NV 'A'	USD	13,900	1,313,272	0.02
Marriott International, Inc. 'A'	USD	42,227	6,394,435	0.11
Mastercard, Inc. 'A'	USD	373,452	111,509,033	1.90
MercadoLibre, Inc.	USD	21,647	12,380,785	0.21
Merck & Co., Inc.	USD	111,850	10,172,758	0.17
MetLife, Inc.	USD	28,413	1,448,211	0.02
MGM Resorts International	USD	680,754	22,648,686	0.39
Microsoft Corp.	USD	1,018,254	160,578,656	2.74
Middleby Corp. (The)	USD	49,609	5,433,178	0.09
Mondelez International, Inc. 'A'	USD	601,923	33,153,919	0.57
Moody's Corp.	USD	180,034	42,741,872	0.73
Morgan Stanley	USD	79,664	4,072,424	0.07
NetApp, Inc.	USD	90,991	5,664,190	0.10
Netflix, Inc.	USD	206,779	66,907,481	1.14
Newmont Goldcorp Corp.	USD	154,078	6,694,689	0.11
NIKE, Inc. 'B'	USD	588,607	59,631,775	1.02
Norwegian Cruise Line Holdings Ltd.	USD	516,376	30,161,522	0.51
Novocure Ltd.	USD	41,420	3,490,463	0.06
ON Semiconductor Corp.	USD	330,186	8,049,935	0.14
PayPal Holdings, Inc.	USD	457,248	49,460,516	0.84
Pfizer, Inc.	USD	625,482	24,506,385	0.42
Philip Morris International, Inc.	USD	26,534	2,257,778	0.04
Regeneron Pharmaceuticals, Inc.	USD	90,151	33,849,897	0.58
RenaissanceRe Holdings Ltd.	USD	11,214	2,198,168	0.04
Royal Caribbean Cruises Ltd.	USD	13,750	1,835,763	0.03
Sage Therapeutics, Inc.	USD	59,100	4,266,429	0.07
Samsonite International SA	HKD	744,300	1,786,175	0.03
Schlumberger Ltd.	USD	459,181	18,459,076	0.32
Seattle Genetics, Inc.	USD	243,117	27,778,548	0.47
Sempra Energy	USD	112,293	17,010,144	0.29
ServiceNow, Inc.	USD	191,857	54,165,068	0.92
Sherwin-Williams Co. (The)	USD	51,508	30,056,978	0.51
Smartsheet, Inc. 'A'	USD	363,849	16,344,097	0.28
SVB Financial Group	USD	40,740	10,227,370	0.17
T Rowe Price Group, Inc.	USD	42,198	5,141,404	0.09
TE Connectivity Ltd.	USD	165,282	15,840,627	0.27
Tesla, Inc.	USD	203,310	85,050,672	1.45
Texas Instruments, Inc.	USD	152,805	19,603,353	0.33
Thermo Fisher Scientific, Inc.	USD	150,271	48,818,540	0.83
Tiffany & Co.	USD	20,342	2,718,708	0.05
TransDigm Group, Inc.	USD	25,048	14,026,880	0.24
Trimble, Inc.	USD	325,015	13,549,875	0.23
Uber Technologies, Inc.	USD	114,050	3,391,847	0.06

Capital Group New Perspective Fund (LUX) (continued)
As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Ultragenyx Pharmaceutical, Inc.	USD	223,917	9,563,495	0.16
Valaris plc	USD	50,396	330,598	0.01
VeriSign, Inc.	USD	35,790	6,896,017	0.12
Vertex Pharmaceuticals, Inc.	USD	187,357	41,021,815	0.70
ViacomCBS, Inc. 'B'	USD	114,287	4,796,625	0.08
Visa, Inc. 'A'	USD	462,604	86,923,292	1.48
Walgreens Boots Alliance, Inc.	USD	50,327	2,967,280	0.05
Westinghouse Air Brake Technologies Corp.	USD	122,423	9,524,509	0.16
Workday, Inc. 'A'	USD	22,579	3,713,117	0.06
Wynn Resorts Ltd.	USD	49,616	6,890,174	0.12
Yum! Brands, Inc.	USD	61,918	6,237,000	0.11
Zoetis, Inc.	USD	294,177	38,934,326	0.66
			3,112,756,155	53.11
Total Equities			**5,600,657,810**	**95.56**
Total Transferable securities and money market instruments admitted to an official exchange listing			**5,600,657,810**	**95.56**
Transferable securities and money market instruments dealt in on another regulated market				
Equities				
United States of America				
Weatherford Well Screen Ireland Ltd.	USD	14,978	418,635	0.01
			418,635	0.01
Total Equities			**418,635**	**0.01**
Total Transferable securities and money market instruments dealt in on another regulated market			**418,635**	**0.01**
Recently issued securities				
Bonds				
United States of America				
Weatherford International Ltd., 144A 11% 01/12/2024	USD	573,000	620,989	0.01
			620,989	0.01
Total Bonds			**620,989**	**0.01**
Total Recently issued securities			**620,989**	**0.01**
Other transferable securities and money market instruments				
Equities				
France				
Air Liquide SA*	EUR	7,271	1,029,272	0.01
L'Oreal SA*	EUR	11,610	3,438,056	0.06
L'Oreal SA*	EUR	13,548	4,011,953	0.07
			8,479,281	0.14

* Security is valued at its fair value under the direction of the Board of Directors of the Company.

Capital Group New Perspective Fund (LUX) (continued)
As at 31 December 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Total Equities			**8,479,281**	**0.14**
Total Other transferable securities and money market instruments			**8,479,281**	**0.14**
Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Luxembourg				
JPMorgan USD Treasury CNAV Fund - JPM USD Treasury CNAV Institutional (dist.)	USD	95,608,262	95,608,262	1.63
			95,608,262	1.63
Total Collective Investment Schemes - UCITS			**95,608,262**	**1.63**
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings			**95,608,262**	**1.63**
Total Investments			**5,705,784,977**	**97.35**
Cash			**136,665,712**	**2.33**
Other assets/(liabilities)			**18,729,099**	**0.32**
Total net assets			**5,861,179,788**	**100.00**

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
AUD Hedged Share Class							
AUD	1,692,220	CHF	1,142,187	17/01/2020	J.P. Morgan	6,555	–
AUD	1,983,965	DKK	9,153,447	17/01/2020	J.P. Morgan	17,392	–
AUD	10,521,789	EUR	6,492,692	17/01/2020	J.P. Morgan	96,991	0.01
AUD	3,590,085	GBP	1,851,139	17/01/2020	J.P. Morgan	67,218	–
AUD	1,702,335	HKD	9,150,081	17/01/2020	J.P. Morgan	21,017	–
AUD	4,125,347	JPY	310,638,600	17/01/2020	J.P. Morgan	34,758	–
AUD	51,186,553	USD	35,297,962	17/01/2020	J.P. Morgan	635,141	0.01
CHF Hedged Share Class							
CHF	1,370,200	DKK	9,357,734	17/01/2020	J.P. Morgan	11,173	–
CHF	7,266,736	EUR	6,637,823	17/01/2020	J.P. Morgan	63,862	–
CHF	2,536,668	GBP	1,936,433	17/01/2020	J.P. Morgan	57,669	–
CHF	1,175,696	HKD	9,354,493	17/01/2020	J.P. Morgan	15,791	–
CHF	2,905,560	JPY	323,960,751	17/01/2020	J.P. Morgan	21,325	–
CHF	35,351,326	USD	36,093,549	17/01/2020	J.P. Morgan	471,052	0.01

Capital Group New Perspective Fund (LUX) (continued)
As at 31 December 2019

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
EUR Hedged Share Class							
CHF	11,737	EUR	10,738	17/01/2020	J.P. Morgan	84	–
DKK	72,982	EUR	9,767	17/01/2020	J.P. Morgan	1	–
EUR	7	CHF	7	17/01/2020	J.P. Morgan	–	–
EUR	613,708	DKK	4,584,748	17/01/2020	J.P. Morgan	124	–
EUR	26,110,078	GBP	21,822,901	17/01/2020	J.P. Morgan	395,189	0.01
EUR	12,277,276	HKD	106,937,432	17/01/2020	J.P. Morgan	62,764	–
EUR	315,262	JPY	38,317,159	17/01/2020	J.P. Morgan	1,011	–
EUR	369,158,482	USD	412,438,232	17/01/2020	J.P. Morgan	2,015,351	0.03
GBP	6,309	EUR	7,402	17/01/2020	J.P. Morgan	50	–
JPY	2,179,927	EUR	17,849	17/01/2020	J.P. Morgan	40	–
GBP Hedged Share Class							
CHF	85	GBP	65	17/01/2020	J.P. Morgan	2	–
DKK	657	GBP	74	17/01/2020	J.P. Morgan	1	–
EUR	470	GBP	393	17/01/2020	J.P. Morgan	7	–
GBP	29,589	CHF	37,617	17/01/2020	J.P. Morgan	302	–
GBP	55,515	DKK	485,954	17/01/2020	J.P. Morgan	548	–
GBP	294,426	EUR	344,830	17/01/2020	J.P. Morgan	3,017	–
GBP	47,634	HKD	484,950	17/01/2020	J.P. Morgan	900	–
GBP	118,495	JPY	16,905,443	17/01/2020	J.P. Morgan	1,310	–
GBP	1,432,326	USD	1,870,819	17/01/2020	J.P. Morgan	27,223	–
HKD	657	GBP	63	17/01/2020	J.P. Morgan	1	–
JPY	23,109	GBP	158	17/01/2020	J.P. Morgan	3	–
USD	2,555	GBP	1,912	17/01/2020	J.P. Morgan	21	–
JPY Hedged Share Class							
JPY	23,052,370	CHF	205,196	17/01/2020	J.P. Morgan	93	–
JPY	115,242,653	DKK	7,051,001	17/01/2020	J.P. Morgan	2,031	–
JPY	611,179,554	EUR	5,002,319	17/01/2020	J.P. Morgan	13,392	–
JPY	167,133,436	GBP	1,144,031	17/01/2020	J.P. Morgan	23,433	–
JPY	101,724,695	HKD	7,255,244	17/01/2020	J.P. Morgan	6,067	–
JPY	3,058,702,156	USD	27,986,703	17/01/2020	J.P. Morgan	186,562	0.01
NZD Hedged Share Class							
NZD	139,793	CHF	90,475	17/01/2020	J.P. Morgan	547	–
NZD	932,978	EUR	551,987	17/01/2020	J.P. Morgan	8,491	–
NZD	299,995	GBP	148,358	17/01/2020	J.P. Morgan	5,401	–
NZD	153,276	HKD	790,251	17/01/2020	J.P. Morgan	1,810	–
NZD	336,081	JPY	24,236,672	17/01/2020	J.P. Morgan	3,055	–
NZD	4,608,760	USD	3,048,893	17/01/2020	J.P. Morgan	54,344	–

Capital Group New Perspective Fund (LUX) (continued)
As at 31 December 2019

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
SGD Hedged Share Class							
SGD	448,598	DKK	2,216,098	17/01/2020	J.P. Morgan	591	–
SGD	2,379,108	EUR	1,571,798	17/01/2020	J.P. Morgan	4,420	–
SGD	857,329	GBP	473,511	17/01/2020	J.P. Morgan	10,028	–
SGD	397,166	HKD	2,285,819	17/01/2020	J.P. Morgan	2,039	–
SGD	987,237	JPY	79,626,238	17/01/2020	J.P. Morgan	672	–
SGD	11,942,191	USD	8,818,715	17/01/2020	J.P. Morgan	61,349	–
Unrealised Gain on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts						**4,412,218**	**0.08**
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts						**4,412,218**	**0.08**
AUD Hedged Share Class							
AUD	69,172	CHF	47,010	17/01/2020	J.P. Morgan	(65)	–
AUD	204,425	GBP	108,911	17/01/2020	J.P. Morgan	(816)	–
AUD	109,278	JPY	8,336,639	17/01/2020	J.P. Morgan	(74)	–
CHF Hedged Share Class							
CHF	83,961	GBP	65,851	17/01/2020	J.P. Morgan	(420)	–
CHF	19,028	JPY	2,137,655	17/01/2020	J.P. Morgan	(9)	–
DKK	3,397	CHF	498	17/01/2020	J.P. Morgan	(5)	–
EUR	2,412	CHF	2,641	17/01/2020	J.P. Morgan	(24)	–
GBP	727	CHF	952	17/01/2020	J.P. Morgan	(21)	–
HKD	3,398	CHF	427	17/01/2020	J.P. Morgan	(6)	–
JPY	118,469	CHF	1,063	17/01/2020	J.P. Morgan	(8)	–
USD	13,113	CHF	12,846	17/01/2020	J.P. Morgan	(174)	–
EUR Hedged Share Class							
DKK	17,402	EUR	2,329	17/01/2020	J.P. Morgan	–	–
EUR	12,703,183	CHF	13,906,057	17/01/2020	J.P. Morgan	(121,479)	–
EUR	13,694,688	DKK	102,330,703	17/01/2020	J.P. Morgan	(763)	–
EUR	1,256,002	GBP	1,072,092	17/01/2020	J.P. Morgan	(10,568)	–
EUR	30,224,939	JPY	3,691,435,636	17/01/2020	J.P. Morgan	(67,796)	–
GBP	13,160	EUR	15,735	17/01/2020	J.P. Morgan	(227)	–
HKD	90,299	EUR	10,378	17/01/2020	J.P. Morgan	(66)	–
JPY	969,557	EUR	7,972	17/01/2020	J.P. Morgan	(20)	–
USD	348,238	EUR	312,124	17/01/2020	J.P. Morgan	(2,182)	–
GBP Hedged Share Class							
CHF	315	GBP	248	17/01/2020	J.P. Morgan	(3)	–
DKK	2,436	GBP	279	17/01/2020	J.P. Morgan	(4)	–
EUR	1,735	GBP	1,486	17/01/2020	J.P. Morgan	(22)	–
GBP	671,788	CHF	879,564	17/01/2020	J.P. Morgan	(19,533)	–
GBP	734,489	DKK	6,566,310	17/01/2020	J.P. Morgan	(13,319)	–
GBP	3,895,301	EUR	4,660,545	17/01/2020	J.P. Morgan	(70,539)	–
GBP	630,226	HKD	6,565,401	17/01/2020	J.P. Morgan	(7,250)	–
GBP	1,567,712	JPY	229,029,769	17/01/2020	J.P. Morgan	(32,111)	–
GBP	18,949,919	USD	25,323,915	17/01/2020	J.P. Morgan	(212,489)	(0.01)
HKD	2,430	GBP	240	17/01/2020	J.P. Morgan	(6)	–

Capital Group New Perspective Fund (LUX) (continued)
As at 31 December 2019

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
JPY	84,625	GBP	596	17/01/2020	J.P. Morgan	(10)	–
USD	9,411	GBP	7,231	17/01/2020	J.P. Morgan	(171)	–
JPY Hedged Share Class							
JPY	82,201,276	CHF	737,233	17/01/2020	J.P. Morgan	(5,391)	–
JPY	3,311,095	DKK	203,602	17/01/2020	J.P. Morgan	(94)	–
JPY	17,560,127	EUR	144,444	17/01/2020	J.P. Morgan	(423)	–
JPY	59,611,156	GBP	417,011	17/01/2020	J.P. Morgan	(3,531)	–
NZD Hedged Share Class							
NZD	18,800	CHF	12,266	17/01/2020	J.P. Morgan	(28)	–
NZD	14,388	EUR	8,643	17/01/2020	J.P. Morgan	(16)	–
NZD	41,657	GBP	21,345	17/01/2020	J.P. Morgan	(237)	–
NZD	45,198	JPY	3,312,453	17/01/2020	J.P. Morgan	(77)	–
SGD Hedged Share Class							
SGD	410,944	CHF	297,146	17/01/2020	J.P. Morgan	(1,771)	–
SGD	14,274	DKK	70,883	17/01/2020	J.P. Morgan	(37)	–
SGD	75,701	EUR	50,314	17/01/2020	J.P. Morgan	(197)	–
SGD	27,957	GBP	15,905	17/01/2020	J.P. Morgan	(288)	–
SGD	731	JPY	59,149	17/01/2020	J.P. Morgan	(1)	–
Unrealised Loss on NAV Hedged Share Classes Forward Currency Exchange Contracts						**(572,271)**	**(0.01)**
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts						**(572,271)**	**(0.01)**
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts						**3,839,947**	**0.07**

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

キャピタル･グループ･ニューパースペクティブ･ファンド(LUX)
損益および純資産変動計算書
2019年12月31日現在

	(USD)
収益	
債券および転換社債に係る利息 (源泉徴収税額控除後)	2,397,517
受取配当金 (源泉徴収税額控除後)	62,588,773
銀行預金利息	2,831,592
スワップ取引	—
収益小計	67,817,882
費用	
運用報酬	29,492,039
管理手数料	1,017,081
専門家サービス	1,015,504
年次税	1,519,192
デポジタリー・カストディ費用およびファンド管理手数料	426,313
印刷費用	413,910
その他費用	306,700
当座貸越利息 *	—

スワップ取引	—
費用小計	34,190,739
費用の払戻し	328,085
投資純利益／(損失)（a）	33,955,228
実現純利益／(損失)	
投資有価証券の売却取引	86,101,036
金融先物取引	—
スワップ取引	—
為替取引	(26,160,523)
当期実現純利益／(損失)（b）	59,940,513
未実現評価利益／(損失)の増減	
投資有価証券	1,069,115,886
スワップ取引	—
金融先物取引	—
為替取引	2,279,642
当期未実現評価利益／(損失)の増減（c）	1,071,395,528
当期損益（a+b+c）	1,165,291,269
配当金の分配	(5,863,113)
当期投資証券の差引増減額	1,143,341,297
期首純資産総額	3,558,410,335
期末純資産総額	5,861,179,788

*主に中央銀行が実施するマイナス金利政策によるものです。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

「キャピタル世界株式マザーファンド」および「キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」の投資対象である「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」は、「日本短期債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、同マザーファンドにおける計算日直近の組入有価証券は次のとおりであります。本情報は同マザーファンドの投信運用会社である三菱UFJ国際投信株式会社からの資料に基づき委託会社が作成したものでありますが、これらは監査意見の対象外であります。

なお、同ファンド（「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」）は、三菱UFJ国際投信株式会社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、設定日（2007年9月26日）より各計算期間の財務諸表について、監査を受けております。なお、直近の計算期間は2019年7月23日から2020年7月22日までとなっております。ただし、同マザーファンド（「日本短期債券マザーファンド」）は当該監査の対象ではありません。

「日本短期債券マザーファンド」の組入有価証券の状況

（有価証券明細表）　　（2020年7月22日現在）

国名	銘柄名	利率（%）	償還日	種類	額面(千円)	評価額	
						単価(円)	評価金額（円）
日本	第135回利付国債（5年）	0.1	2023/3/20	国債証券	20,000	100.664	20,132,800

日本	第138回利付国債（5年）	0.1	2023/12/20	国債証券	10,000	100.871	10,087,100
日本	第143回利付国債（5年）	0.1	2025/3/20	国債証券	30,000	101.075	30,322,500
日本	第342回利付国債（10年）	0.1	2026/3/20	国債証券	70,000	101.308	70,915,600
日本	第48回韓国産業銀行円貨債券（2018）	0.23	2021/9/3	特殊債券	100,000	100.024	100,024,000
日本	第6回マラヤン・バンキング・ベルハッド円貨社債（2020）	0.224	2023/2/13	社債券	100,000	99.397	99,397,000
日本	第17回シティグループ・インク 円貨社債（2005）	2.04	2020/9/16	社債券	100,000	100.257	100,257,000
日本	第8回ケーティー円貨社債（2018）	0.3	2020/11/13	社債券	100,000	99.947	99,947,000
日本	第15回Ｚホールディングス（社債間限定同順位特約付）	0.35	2023/6/9	社債券	100,000	99.988	99,988,000
日本	第18回日立製作所（社債間限定同順位特約付）	0.06	2023/3/10	社債券	100,000	99.894	99,894,000
日本	第1回明治安田生命2019基金特定目的会社特定社債（一般担保付）	0.29	2024/8/2	社債券	100,000	98.959	98,959,000
日本	第28回三菱東京ＵＦＪ銀行（劣後特約付）	1.56	2021/1/20	社債券	100,000	100.718	100,718,000
日本	第23回三井住友銀行（劣後特約付）	1.61	2020/12/17	社債券	100,000	100.598	100,598,000
日本	第19回みずほ銀行（劣後特約付）	1.67	2022/2/24	社債券	100,000	102.25	102,250,000
日本	第22回芙蓉総合リース（社債間限定同順位特約付）	0.04	2022/10/28	社債券	100,000	99.595	99,595,000
日本	第16回東京センチュリーリース（社債間限定同順位特約付）	0.2	2021/4/14	社債券	100,000	100.003	100,003,000
日本	第5回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付）	0.23	2022/5/27	社債券	100,000	99.965	99,965,000
日本	第75回アコム（特定社債間限定同順位特約付）	0.309	2023/2/28	社債券	100,000	100.025	100,025,000
日本	第74回三菱ＵＦＪリース（社債間限定同順位特約付）	0.09	2023/1/23	社債券	100,000	99.815	99,815,000
合　計					1,630,000		1,632,893,000

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

キャピタル世界株式ファンドＮＦ

2020年12月30日現在

Ⅰ　資産総額	13,870,536,372円
Ⅱ　負債総額	160,429,813円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	13,710,106,559円
Ⅳ　発行済口数	9,395,586,349口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4592円

キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）

2020年12月30日現在

Ⅰ　資産総額	3,332,721,265円
Ⅱ　負債総額	55,443,715円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,277,277,550円
Ⅳ　発行済口数	2,303,631,425口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4227円

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド

2020年12月30日現在

Ⅰ　資産総額	222,369,765,647円
Ⅱ　負債総額	314,500,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	222,055,265,647円
Ⅳ　発行済口数	100,384,950,817口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.2120円

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

2020年12月30日現在

Ⅰ　資産総額	8,374,857,627円
Ⅱ　負債総額	57,400,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,317,457,627円
Ⅳ　発行済口数	5,681,549,514口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4639円

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

2020年7月22日現在

Ⅰ　資産総額	136,094,371円
Ⅱ　負債総額	110,068円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	135,984,303円
Ⅳ　発行済口数	129,286,925口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0518円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

①当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

②委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

④委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

⑤受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（２）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替

停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（３）名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

（４）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2020年12月30日現在）

資本金の額　　４億5,000万円
発行可能株式総数　７万5,000株
発行済株式総数　　５万6,400株

過去５年間における資本金の額の増減
該当事項はありません。

（２）会社の機構（2020年12月30日現在）

①会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は３名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後２年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長１名、副社長、専務取締役および常務取締役各１名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は3ヵ月に1度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は1週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。

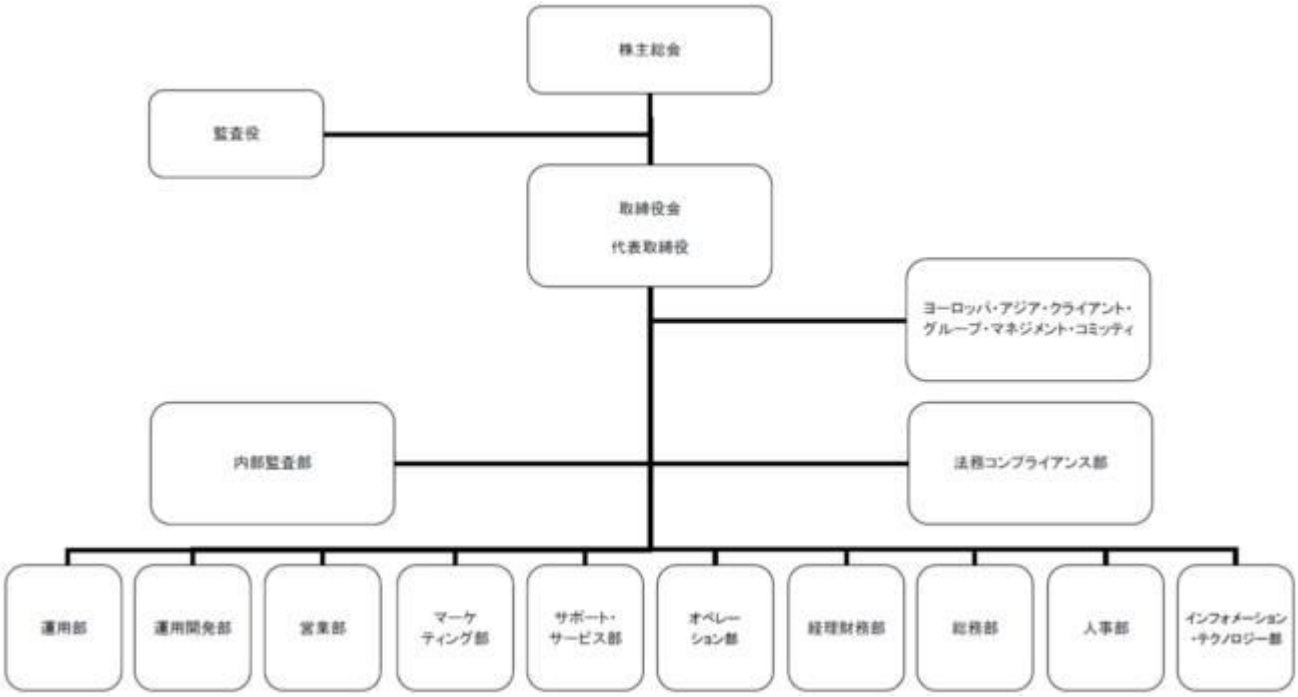

②投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2020年12月30日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	28	412,501
合計	28	412,501

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づき作成しております。

財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自2019年7月1日　至2020年6月30日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年6月30日現在)		当事業年度 (2020年6月30日現在)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
Ⅰ.流動資産					
1.現金・預金			3,337,395		3,890,164
2.前払費用			47,465		47,514
3.未収入金	*2		706,625		672,368
4.未収委託者報酬			1,109,782		1,050,938
5.未収運用受託報酬			313,553		298,524
6.立替金			5,699		5,129

流動資産計			5,520,521		5,964,639
Ⅱ.固定資産					
1.有形固定資産			96,031		104,659
建物	*1	4,836		7,811	
器具備品	*1	91,195		96,848	
2.無形固定資産			1,358		472
ソフトウェア		1,358		472	
3.投資その他の資産			489,777		516,524
(1)投資有価証券		100		100	
(2)保険積立金		11,637		12,187	
(3)長期差入保証金		275,361		273,832	
(4)繰延税金資産		202,678		230,405	
固定資産計			587,167		621,656
資産合計			6,107,689		6,586,296
(負債の部)					
Ⅰ.流動負債					
1.預り金			27,236		26,243
2.未払金			1,250,500		1,163,049
(1)未払手数料		675,208		627,877	
(2)その他未払金	*2	575,291		535,171	
3.未払費用			89,765		89,982
4.未払法人税等			66,839		75,274
5.未払消費税等			28,660		78,265
6.賞与引当金			131,201		144,570
7.役員賞与引当金			1,087		―
流動負債計			1,595,290		1,577,386
Ⅱ.固定負債					
1.退職給付引当金			1,398,224		1,534,348
2.資産除去債務			250,662		254,260
固定負債計			1,648,886		1,788,609
負債合計			3,244,177		3,365,995
(純資産の部)					
Ⅰ.株主資本					
1.資本金			450,000		450,000
2.資本剰余金			582,736		582,736
資本準備金		582,736		582,736	
3.利益剰余金			1,830,775		2,187,563
その他利益剰余金		1,830,775		2,187,563	
繰越利益剰余金		1,830,775		2,187,563	
株主資本計			2,863,511		3,220,300
純資産合計			2,863,511		3,220,300
負債・純資産合計			6,107,689		6,586,296

（２）【損益計算書】

	前事業年度 （自2018年7月1日 至2019年6月30日）	当事業年度 （自2019年7月1日 至2020年6月30日）

科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）	内訳（千円）	金額（千円）
Ⅰ.営業収益					
1.委託者報酬			4,365,216		3,581,405
2.運用受託報酬			1,786,160		1,889,452
3.その他営業収益	*1*2		5,911,077		5,134,824
営業収益計			12,062,454		10,605,681
Ⅱ.営業費用					
1.支払手数料	*1*2		7,886,316		6,791,025
2.広告宣伝費			89,348		91,222
3.調査費			253,881		326,245
4.営業雑経費			39,873		37,722
(1)通信費		18,541		16,170	
(2)印刷費		9,981		10,712	
(3)協会費		11,349		10,839	
営業費用計			8,269,419		7,246,215
Ⅲ.一般管理費					
1.給料			1,977,924		1,721,079
(1)役員報酬		57,091		135,359	
(2)給料・手当		1,022,438		986,805	
(3)賞与		766,106		454,344	
(4)賞与引当金繰入額		131,201		144,570	
(5)役員賞与引当金繰入額		1,087		-	
2.交際費			19,713		16,399
3.寄付金			7,335		6,988
4.旅費交通費			109,021		81,688
5.租税公課			41,091		40,632
6.不動産賃借料			343,281		355,264
7.退職給付費用			235,235		184,312
8.固定資産減価償却費			21,896		23,943
9.器具備品賃借料			8,008		9,467
10.消耗品費			17,264		16,491
11.事務委託費			55,522		48,519
12.採用費			17,024		46,636
13.福利厚生費			238,182		211,784
14.共通発生経費負担額			202,906		166,628
15.諸経費			8,122		7,553
一般管理費計			3,302,532		2,937,389
営業利益			490,501		422,076
Ⅳ.営業外収益					
1.有価証券売却益			11		-
2.受取利息及び配当金			4,423		4,411
3.為替差益			-		3,059
4.雑収入			105		243
営業外収益計			4,540		7,714
Ⅴ.営業外費用					
1.為替差損			1,617		-

2.固定資産除却損			204		398
営業外費用計			1,822		398
経常利益			493,220		429,393
税引前当期純利益			493,220		429,393
法人税、住民税及び事業税			85,578		100,331
法人税等調整額			11,250		△27,726
当期純利益			396,391		356,788

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2018年7月1日　至2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	450,000	582,736	582,736	1,434,383	1,434,383	2,467,120	2,467,120
当期変動額							
当期純利益				396,391	396,391	396,391	396,391
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	396,391	396,391	396,391	396,391
当期末残高	450,000	582,736	582,736	1,830,775	1,830,775	2,863,511	2,863,511

当事業年度（自2019年7月1日　至2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	450,000	582,736	582,736	1,830,775	1,830,775	2,863,511	2,863,511
当期変動額							
当期純利益				356,788	356,788	356,788	356,788
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	356,788	356,788	356,788	356,788
当期末残高	450,000	582,736	582,736	2,187,563	2,187,563	3,220,300	3,220,300

[重要な会計方針]

１．有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。
(2)無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年）に基づいております。

３．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準
(1)賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
(2)役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
(3)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）
「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年3月31日）
「金融商品の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）

(1)概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1 ： 顧客との契約を識別する。
ステップ2 ： 契約における履行義務を識別する。
ステップ3 ： 取引価格を算定する。
ステップ4 ： 契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5 ： 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日
2022年6月期の期首より適用予定であります。
(3)当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年7月4日）
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年7月4日）
「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）
「金融商品の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）

(1)概要
国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は「金融商品に関する会計基準」における金融商品に適用されます。
(2)適用予定日
2022年6月期の期首より適用予定であります。
(3)当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]
(貸借対照表関係)

前事業年度 （2019年6月30日現在）	当事業年度 （2020年6月30日現在）
*1.有形固定資産の減価償却累計額 建物　27千円 器具備品　59,910千円 *2.関係会社に対する資産及び負債 未収入金　706,625千円 その他未払金　524,266千円	*1.有形固定資産の減価償却累計額 建物　351千円 器具備品　72,330千円 *2.関係会社に対する資産及び負債 未収入金　672,368千円 その他未払金　516,704千円

(損益計算書関係)

前事業年度 （自2018年7月1日　至2019年6月30日）	当事業年度 （自2019年7月1日　至2020年6月30日）
*1.　当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 　その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。 *2.　関係会社との取引 　その他営業収益　5,911,077千円 　支払手数料　　4,861,650千円	*1.　当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 　その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。 *2.　関係会社との取引 　その他営業収益　5,134,824千円 　支払手数料　　4,321,653千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度
（自2018年7月1日　至2019年6月30日）

1.　発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
普通株式	56,400	-	-	56,400

当事業年度
（自2019年7月1日　至2020年6月30日）

1.　発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
普通株式	56,400	-	-	56,400

[リース取引関係]

前事業年度
（自2018年7月1日　至2019年6月30日）

1．所有権移転外ファイナンス・リース取引
当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。
2．オペレーティング・リース取引
(借主側)
未経過リース料

1年以内	329,780	千円
1年超	1,099,269	千円
合計	1,429,049	千円

当事業年度
（自2019年7月1日　至2020年6月30日）

1．所有権移転外ファイナンス・リース取引
当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。
2．オペレーティング・リース取引
(借主側)
未経過リース料

1年以内	329,780	千円
1年超	769,488	千円
合計	1,099,268	千円

[金融商品関係]

前事業年度 （自2018年7月1日　至2019年6月30日）	当事業年度 （自2019年7月1日　至2020年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。
未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。
投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。
未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。
当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。
長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。
投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。
また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

1. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。
未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。
投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。
未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。
当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。
長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。
投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。
また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

ります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期差入保証金	275,361	279,732	4,371

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2019年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

ります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期差入保証金	273,832	275,262	1,430

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2020年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

[有価証券関係]

前事業年度
（2019年6月30日現在）

1.その他有価証券(2019年6月30日現在)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
その他有価証券（証券投資信託）	100	100	-

2.当事業年度中に売却したその他有価証券
(自2018年7月1日　至2019年6月30日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
その他有価証券（証券投資信託）	304	11	-

当事業年度
（2020年6月30日現在）

1.その他有価証券(2020年6月30日現在)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
その他有価証券（証券投資信託）	100	100	-

2.当事業年度中に売却したその他有価証券
(自2019年7月1日　至2020年6月30日)
該当事項はございません。

[デリバティブ取引関係]

前事業年度 （自2018年7月1日　至2019年6月30日）	当事業年度 （自2019年7月1日　至2020年6月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[退職給付関係]

前事業年度 （自2018年7月1日　至2019年6月30日）	当事業年度 （自2019年7月1日　至2020年6月30日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

2.簡便法を適用した退職一時金制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,382,398	千円
退職給付費用	235,235	千円
退職給付の支払額	△ 202,524	千円
確定拠出年金制度への拠出額	△ 16,885	千円
退職給付引当金の期末残高	1,398,224	千円

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　235,235千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度16,885千円であります。

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

2.簡便法を適用した退職一時金制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,398,224	千円
転籍に伴う受入額	20,873	千円
退職給付費用	184,312	千円
退職給付の支払額	△ 49,371	千円
確定拠出年金制度への拠出額	△ 19,690	千円
退職給付引当金の期末残高	1,534,348	千円

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　184,312千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度19,690千円であります。

[税効果会計関係]

前事業年度 （2019年6月30日現在）	当事業年度 （2020年6月30日現在）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
退職給付引当金	402,644	千円
賞与引当金	40,173	千円
資産除去債務	76,509	千円
減損損失	41,786	千円
未払費用	72,550	千円
税務上の繰越欠損金（注2）	1,081,533	千円
繰延税金資産小計	1,715,198	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△ 1,001,309	千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 511,210	千円
評価性引当額小計（注1）	△ 1,512,519	千円
繰延税金資産合計	202,678	千円

(注1)評価性引当額が710,442千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れに伴うものであります。

(注2)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:千円)

	税務上の繰越欠損金(a)	評価性引当額	繰延税金資産
1年以内	87,935	△ 7,711	80,224
1年超2年以内	433,651	△ 433,651	-
2年超3年以内	307,070	△ 307,070	-
3年超4年以内	252,876	△ 252,876	-
4年超5年以内	-	-	-
5年超	-	-	-
合計	1,081,533	△ 1,001,309	(b) 80,224

(a)税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。
(b)税務上の繰越欠損金1,081,533千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産80,224千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2011年6月期に税引前当期純損失を354,592千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
退職給付引当金	446,269	千円
賞与引当金	44,267	千円
資産除去債務	77,610	千円
減損損失	33,482	千円
未払費用	74,338	千円
税務上の繰越欠損金（注2）	986,951	千円
繰延税金資産小計	1,662,920	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△ 883,455	千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 549,060	千円
評価性引当額小計（注1）	△ 1,432,515	千円
繰延税金資産合計	230,405	千円

(注1)評価性引当額が80,004千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れに伴うものであります。

(注2)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:千円)

	税務上の繰越欠損金(a)	評価性引当額	繰延税金資産
1年以内	427,005	△ 323,509	103,496
1年超2年以内	307,070	△ 307,070	-
2年超3年以内	252,876	△ 252,876	-
3年超4年以内	-	-	-
4年超5年以内	-	-	-
5年超	-	-	-
合計	986,951	△ 883,455	(b) 103,496

(a)税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。
(b)税務上の繰越欠損金986,951千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産103,496千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2012年6月期に税引前当期純損失を2,358,025千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
評価性引当額	△ 144.0
永久に損金及び益金に算入されない項目	1.9
住民税均等割	0.5
期限切れの税務上の繰越欠損金	130.8
その他	△ 0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.7

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
評価性引当額	△ 18.6
永久に損金及び益金に算入されない項目	4.5
住民税均等割	0.5
その他	△ 0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.9

[資産除去債務関係]

前事業年度 （2019年6月30日現在）	当事業年度 （2020年6月30日現在）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1.当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。 2.当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3.当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 247,065千円 時の経過による調整額 3,597千円 期末残高 250,662千円	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1.当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。 2.当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3.当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 250,662千円 時の経過による調整額 3,597千円 期末残高 254,260千円

[セグメント情報等]

前事業年度 （2019年6月30日現在）	当事業年度 （2020年6月30日現在）

(セグメント情報)
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
(関連情報)
1.サービスごとの情報
投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報
(1)営業収益

日本	6,008,629千円
米国	5,911,077千円
その他	142,748千円
合計	12,062,454千円

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	5,911,077千円

(セグメント情報)
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
(関連情報)
1.サービスごとの情報
投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報
(1)営業収益

日本	5,362,685千円
米国	5,134,824千円
その他	108,172千円
合計	10,605,681千円

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	5,911,077千円

[関連当事者情報]
前事業年度（自2018年7月1日 至2019年6月30日）
1.関連当事者との取引
(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カ	アメリカ合衆国カリフォル	(千米ドル)	投資運用	(被所有)	各種投資運用サービスの提供	その他営業収益(市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など)	5,911,077	未収入金	706,625

社	ンパニー（以下「CRMC社」という。）	ニア州ロサンゼルス	12,500	業	間接100%	各種投資運用サービスの委託	支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど）	4,861,650	その他未払金	319,635
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	（千米ドル）5,180	子会社の管理	（被所有）間接100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	202,906	その他未払金	204,631

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。

2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。

3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	（千ユーロ）7,500	ファンドマネジメント	―	運用に係る手数料の支払	支払手数料	1,289,727	未払手数料	193,066
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	（千米ドル）10	市場調査	―	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	849,408	その他未払金	47,993

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。

2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

① ②の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）
② ③の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）
③ 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

当事業年度（自2019年7月1日 至2020年6月30日）

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所有) 間接 100%	各種投資運用サービスの提供	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	5,134,824	未収入金	672,368
						各種投資運用サービスの委託	支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど）	4,321,653	その他未払金	301,664
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,072	子会社の管理	(被所有) 間接 100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	166,628	その他未払金	215,040

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。

2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。

3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	(千ユーロ) 7,500	ファンドマネジメント	―	運用に係る手数料の支払	支払手数料	1,149,203	未払手数料	196,511
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	(千米ドル) 10	市場調査	―	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	466,325	その他未払金	13,541

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

① ②の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）
② ③の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）
③ 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

[1株当たり情報]

前事業年度 （自2018年7月1日　至2019年6月30日）	当事業年度 （自2019年7月1日　至2020年6月30日）
1株当たり純資産額　50,771.48円 1株当たり当期純利益金額　7,028.22円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 当期純利益　396,391千円 普通株主に帰属しない金額　- 千円 普通株式に係る当期純利益　396,391千円 期中平均株式数　56,400株	1株当たり純資産額　57,097.52円 1株当たり当期純利益金額　6,326.03円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 当期純利益　356,788千円 普通株主に帰属しない金額　- 千円 普通株式に係る当期純利益　356,788千円 期中平均株式数　56,400株

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

（３）事業譲渡および事業譲受

2008年７月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
②資本金の額：324,279百万円（2020年９月30日現在）
③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称：野村證券株式会社
②資本金の額：10,000百万円（2020年９月30日現在）
③事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

①名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
②資本金の額：10,000百万円（2020年９月30日現在）

③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行なっています。
（２）販売会社：当ファンドの募集、販売を行ない、一部解約金・償還金・収益分配金の支払等に関する事務等を行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社：該当事項はありません。
（２）販売会社：該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 2月28日	有価証券届出書
2020年 2月28日	有価証券報告書
2020年 8月28日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年 8月28日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2020年9月18日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　野　龍　也　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月26日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中島紀子　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル世界株式ファンドＮＦの2019年12月7日から2020年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル世界株式ファンドＮＦの2020年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月26日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中島紀子　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）の2019年12月7日から2020年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）の2020年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。